

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 四 号

昭和三十三年六月二十五日(水曜日)  
午後一時五十分開議

出席委員

委員長 松浦周太郎君  
理事 吉川 久衛君 理事 助川 良平君  
理事 田口長治郎君 理事 丹羽 兵助君  
理事 本名 武君 理事 赤路 友藏君  
理事 石田 有全君

出席政府委員

安倍晋太郎君 赤澤 正道君  
秋山 利恭君 五十嵐吉藏君  
今井 耕君 大森 玉木君  
倉成 正君 笹山茂太郎君  
砂原 格君 高石幸三郎君  
内藤 隆君 永田 亮一君  
濱地 文平君 松岡嘉兵衛君  
八木 一郎君 八木 徹雄君  
保岡 武久君 足鹿 覺君  
角屋堅次郎君 神田 大作君  
久保田 豊君 栗原 俊夫君  
實川 清之君 高田 富之君  
中澤 茂一君 中村 時雄君  
西村 関一君 芳賀 貢君  
松浦 定義君 松平 忠久君  
出席政府委員 石坂 繁君  
農林政務次官 須賀 賢二君  
農林事務官 (審判局長) 尾村 偉久君  
農林事務官 (畜産局長) 谷垣 專一君  
農林事務官 (畜産局長) 岩隈 博君  
専門員 岩隈 博君

委員外の出席者

厚生技官(公衆衛生部長) 尾村 偉久君  
農林事務官 (畜産局長) 谷垣 專一君  
専門員 岩隈 博君

六月二十五日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四号 昭和三十三年六月二十五日

委員加藤常太郎君、栗林三郎君、中村時雄君及び西村関一君辞任につき、その補欠として八木一郎君、栗原俊夫君、松平忠久君及び高田富之君が議長の名で委員に選任された。

六月二十四日  
繭糸価格の安定に関する臨時措置法案(内閣提出第五号)

同日  
昭和三十三年産米価の決定等に関する請願(片島港君外一名紹介)(第一八号)  
昭和三十三年産米価の減収加算に関する請願(片島港君外一名紹介)(第一九号)

農地法の一部改正に関する請願(丹羽兵助君紹介)(第九六号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案について、大蔵委員会に連合審査会開会申入れに関する件  
繭糸価格の安定に関する臨時措置法案(内閣提出第五号)  
略案に関する件

○松浦委員長 これより会議を開きます。  
この際、連合審査会開会申し入れに関する件についてお諮りいたします。

目下大蔵委員会において審査中の、内閣提出、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案は、いわゆる昭和三十一年度の一般会計の決算上の新規剰余金残額四百三十六億三千万円中の六十五億円を非補助小団体等土地改良事業助成基金として農林漁業金融公庫に設け、国の補助の対象とならない農地の改良及び造成にかかる事業に対する貸付についての利子の軽減に充当する財源にしようとするものでありまして、土地改良事業の促進に重要な意義を持つ法律案でございます。つきましては、本案につき大蔵委員会に連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○松浦委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
なお、開会の日時等につきましては、大蔵委員長と協議の上決定し、追って御通知いたしたいと存じますので、さよう御了承いただきたいと存じます。

○松浦委員長 次に、昨日付託になりました内閣提出、繭糸価格の安定に関する臨時措置法案を議題とし、審査に入りたいと存じます。  
まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。石坂農林政務次官。

繭糸価格の安定に関する臨時措置法案  
繭糸価格の安定に関する臨時措置法案

置法  
(趣旨)

第一条 この法律は、昭和三十三年産の繭及びこれを原料とする生糸につき、その価格の安定を図るための臨時措置を定めるものとする。  
(日本輸出生糸保管株式会社による生糸及び乾繭の買入等)

第二条 日本輸出生糸保管株式会社(以下「会社」という。)は、繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)第十四条の八の規定にかかわらず、次の事業を営むことができる。  
一 農林大臣の定めるところに従い、生糸製造業者又は政令で定めるその他の者から繭糸価格安定法第七条に規定する生糸の買入を行うこと。  
二 農林大臣の定めるところに従い、農業協同組合連合会からその保管する乾繭(くず繭及び農林省令で定めるその他の繭を除く。以下同じ。)の買入を行うこと。

三 農林大臣の定めるところに従い、前号の買入に係る乾繭の生糸への加工又はその乾繭と生糸との交換を行うこと。  
四 第五条第一項の規定により政府に生糸又は乾繭の売渡を行う

ほか、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、第一号の買入若しくは前号の加工若しくは交換に係る生糸又は第二号の買入に係る乾繭の売渡を行うこと。  
2 会社が前項の規定により同項第一号又は第二号の買入を行うことができるのは、昭和三十四年五月三十一日までとする。

第三条 前条第一項の規定により会社が同項第一号又は第二号の買入を行う場合における生糸又は乾繭の買入価格は、次に掲げる額とする。  
一 前条第一項第一号の買入に係る生糸にあつては、繭糸価格安定法第二条の最低価格  
二 前条第一項第二号の買入に係る乾繭にあつては、繭糸価格安定法第十一条第一項の規定により農林大臣の定める額を基準として繭の品位別に農林大臣の定める額に、生繭を乾繭とするのに要する費用、乾繭の保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額

(会社による生糸及び乾繭の売渡)  
第四条 第二条第一項の規定により会社が同項第四号の承認を受けて同号の売渡を行う場合(新規の用途に向けるため売渡を行う場合を除く。)における生糸又は乾繭の売渡価格は、時価によるものとする。ただし、整理のために売渡を

行う場合を除き、生糸にあつては繭糸価格安定法第二条の最低価格、乾繭にあつては同法第十一条第一項の規定により農林大臣の定める額を下つてはならない。

(政府による生糸及び乾繭の買入)  
第五条 政府は、会社が第二項第一項の規定により同項第一号若しくは第二号の買入又は同項第三号の加工若しくは交換を行つて取得した生糸又は乾繭のうち、昭和三十四年五月三十一日(政令で数量を定めた場合において、その政令で定める数量の範囲内のもの)については、同年四月一日から五月三十一日までの範囲内において政令で定める期日)を経過してなお保管するものを、会社の申出により、買入れるものとする。

2 前項の規定により政府が買入を行う場合における生糸又は乾繭の買入価格は、会社による当該生糸又は乾繭の買入の価格に、その保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額(会社が第二項第一項第三号の加工又は交換を行つて取得した生糸にあつては、会社による当該乾繭の買入の価格に、その保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額)とする。

2 政府は、前条第一項の規定により買入れた乾繭を加工し、若しくは売り渡し、又は生糸と交換することが出来る。

2 政府は、前条第一項の規定により買入れた乾繭を加工し、若しくは売り渡し、又は生糸と交換することが出来る。

3 第一項の規定により政府が生糸又は乾繭を買入れる場合における

る当該買入に係る生糸及び乾繭の買入金額の限度は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 会社が第二項第一項の規定により同項第一号の買入を行つて取得した生糸の買入金額の限度 百億円

二 会社が第二項第一項の規定により同項第二号の買入を行つて取得した乾繭及び同項第三号の加工又は交換を行つて取得した生糸の買入金額の限度 五十億円

4 会社が第一項の申出をすることが出来るのは、昭和三十四年六月三十日までとする。

第六条 政府は、前条第一項の規定により買入れた生糸(次項の規定による加工又は交換を行つて取得した生糸を含む)を、繭糸価格安定法によらばい売り渡し、貯蔵し、又は加工することが出来る。

2 政府は、前条第一項の規定により買入れた乾繭を加工し、若しくは売り渡し、又は生糸と交換することが出来る。

2 政府は、前条第一項の規定により買入れた乾繭を加工し、若しくは売り渡し、又は生糸と交換することが出来る。

3 第一項の規定により政府が生糸又は乾繭を買入れる場合における

日に繭糸価格安定法第十四条の八第二項の規定による認可を受け、同条第一項第三号の事業として行つていた生糸の買入は、この法律の規定の適用については、第二項第一項の規定による同項第一号の買入とみなす。

第九條 政府は、昭和三十四年五月三十一日までは、繭糸価格安定法第二条の規定による生糸の買入を行わないものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 繭糸価格の安定に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第...号)に基いて行う生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工、繭の買入、加工、売渡及び交換並びに日本輸出生糸保管株式会社の損失をうめるための補助金の交付に関する一切の歳入歳出は、この会計の所屬とする。この場合において、第四条第一項中「助成に要する経費」とあるのは、「助成に要する経費、繭糸価格の安定に関する臨時措置法第七条の規定による補助に要する経費」とする。

理由

昭和三十三年産の繭及びこれを原料とする生糸につき、その価格の安

定を図るための臨時措置として、日本輸出生糸保管株式会社が生糸及び乾繭の買入等を行うことが出来ることとするともに、その買入等に係る生糸及び乾繭について政府買入のみに開く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○石坂政府委員 ただいま議題となりました繭糸価格の安定に関する臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、昨年以来の生糸の需給事情の悪化に対処いたしますために、つとに三十三年度においても生糸及び繭の最低価格は従前の水準を堅持する方針を明らかにいたしまして、これを實現するために必要な施策を逐次講じて参つたのであります。すなわち、本年三月には、内外市場の生糸価格に対する不安を解消いたしましたために、例年より早く、生糸の最高、最低価格及び繭の最低価格を従前通りこれを据え置くことを決定いたしましたのであります。さらに、本年初め以来生糸の政府買入上げが急速に増加して参りました事態に備へまして、前国会において、糸価安定特別会計の借入金金を四十億円増額するために必要な法律の改正を行ひ、糸価安定資金の総額を百六億円に増額して、糸価の安定をはかつて参つたのであります。最近の生糸の需給事情は、内外の経済情勢と、昨年の夏秋蚕の豊作に引き続き、本年春蚕の作柄が良好であつたことなどが重なりまして、生糸の供給が著しく増加する事態となつて参りましたので、四月、五

月においても引き続き相当量の生糸の政府買入上げを行なつたのであります。

以上の推移にかんがみまして、政府はこの際、本年産繭及び生糸の価格の安定をはかるために必要な施策をさらに充実にすることにしたいたしました。その措置の概要を申し上げます。

その第一は、本年の春繭につきまして、余剰の生糸を市場からたな上げして糸価の維持をはかりましたために、新たに百億円の資金で生糸を買入應ずる体制を整へることとあります。

次に、繭の生産者団体が繭価の維持をはかるために乾繭共同保管を行う場合は、将来その繭を最低繭価見合いの価格で政府で引き取ることを約束し、これに必要な資金として五十億円を予定することといたしました。

特に、今回の施策に当りましては、糸価の維持を行うとともに、農家の繭収入の確保をはかることがきわめて緊要な問題でありますので、生糸の買入れについてもこの点に十分留意し、なお、生糸の買入れ及び繭の共同保管に必要な資金については、適時円滑に供給せられるよう措置をいたしたいと存じます。

第二に、本年の夏秋蚕については、当面の生糸の異例の需給事情にかんがみまして、繭の生産の面からこれを調整して、需給の均衡をはかることが必要であると考えられますので、繭価の維持のために、生産者団体において、本年夏秋蚕については自主的に二割を目標として生産の抑制をはかるよう指導して参りたいと思ひます。

以上の施策と並行して、蚕糸業の安定に必要な恒久対策を策定すること

につきましては、すみやかにこれを取り進める所存であります。特に生糸の需要の喚起については一段と積極的な施策を講じたいと考えるのであります。生糸の新規の用途ならびに販路の開拓をはかりましたために業界に対して企業努力の促進を強く要請するとともに、政府において必要な施策を講ずるつもりであります。

以上申し上げました、昭和三十三年産の繭及び生糸に関する価格安定の措置は、本生糸年度の繭及び生糸の異例の需給事情による臨時の措置でありますから、本日提案いたしました繭糸価格の安定に関する臨時措置法案においてこれを実施して参りたいと思ひます。

以下本法律案の内容の概略について申し上げます。

本法律案の内容の第一は、日本輸出生糸保管株式会社が、農林大臣の定めるところに従い、生糸及び共同保管の繭を買い入れ保管する等の事業を営むことができることとしたことであり、日本輸出生糸保管株式会社が、繭糸価格安定法に基づいて設立されている特別会社でありまして、今回の臨時措置による生糸及び繭のたな上げ及びこれに伴う業務を行う機関として適当なものであると考へたのであります。なお、会社の買い入れ及び売り渡しの価格について、その基準を定めるために必要な規定を設けております。

その第二は、会社が買い入れた生糸及び繭で所定の時期を経過してなお保管しているものは政府がこれを買い入れることとするために必要な規定を設けるとともに、その買い入れについての債務負担の限度を明らかにする規定

を置いたのであります。

以上が繭糸価格の安定に関する臨時措置法案を提出した理由及び法案の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

○松浦委員長 これにて政府の趣旨説明は終了しました。

続いて質疑に入りたいと思ひます。質疑の通告があります。順次これを許します。高田富之君。

○高田委員 大臣がお見えになりましたら、あらためて根本的な点についての政府の所信を伺いたいと思ひますが、せっかく次官がお見えでありますので、次官に對して二、三の点について御答弁願ひたいと思ひます。

第一にお伺ひしたい点は、このたびの繭糸価格の安定の問題につきましては、提案の説明によりまして、昨今における海外の需要の急激な減退とか、あるいは繭の急激な増産というようなことを言われておりますが、大体、すでに今日まで農林当局におきましては、特に繭については増産を奨励され、各府県当局においても、本省の意を受けまして、年々増産を続けて参つておるわけでありまして、特にここへきて急に天候のかげんで間違つて増産したという性質のものではないと思ひます。また、需要の点につきましては、これはすでに前から化学繊維との関係等におきまして相当根本的に考へなければならぬというところは言われておる点であります。海外の需要喚起のための措置についても、相当前から主張されておる点でありまして、ここへ参りまして、何か突発的な、一時的な

現象でもあるかのごとく提案の理由に御説明になり、なおまた、法案自体も臨時措置法というように、一時的な対策をもって事足りるというように、根本的な繭糸価格安定等につきましては、何らかの確立というようになことを考へておられない。まずこの政府の考へ方が非常に現実に合つておりませんので、私はこの法案について非常に疑いなきを得ないのであります。が、一体、政府は、今度のこの問題を、そういうふうな臨時急急措置で片づければよろしい、基本的な法律に對しては、何ら欠陥を認めないというように、また従来のやつて参りましたことについての繭の増産等に対する責任をどうお考へになつておるのか、まづお伺ひしたいと思ひます。

○石坂政府委員 ただいま高田委員の御質問の点は、養蠶業に對する、あるいは生糸に對するきわめて重要な問題でございますが、政府の考へたいとして、今日のこの法案を提出いたしました趣旨は、先ほど提案趣旨に申し上げました通りであります。しかるに、高田委員の質問は、これは突発的な需要によるものではないのではないかと、こういうふうな御質問であつたのであります。私も、この法案提出の理由は、さきに述べました提案理由によつて尽きおると考へております。養蠶局長からお答弁をいたします。

○須賀政府委員 今回の法律につきまして、臨時措置法の形におきまして提案をいたしました考へ方につきましては、ただいま御質問のありましたように、昨年度あたりまでは、生糸に對しまして年間大体一千万俵程度の需要は年

増加をしておつたのでございます。従ひまして、繭生産の面におきまして、百万貫程度の割合で年々増産を指導し、また現実にその程度の数量のものはふえて参つておつたのでございます。ところが、昨年の秋あたりから著しく情勢が變つて参つたのであります。その變りました原因は二つあるとわれわれは考へておるのでございまして。その一つは、去年の夏秋蚕が戦後として非常に異例の高い生産高であつた。千八百五十万という数字が出ております。それから、ことしの春蚕が、これはまだ生産数量は確実には把握されませんが、大体千五百万貫を若干上回る程度の数量になるのではなからうかと思ひます。そういたしますと、去年の秋、ことしの春を合せましたこの一年間の生産量というものは非常に大きなものとなつておるわけでございます。一方、内外の経済情勢で、需要の方は非常に停滯をいたしております。輸出の伸びないこともさることながら、内需の面につきましても、非常に不振な状態を続けておるわけでありまして、それで、お手元の資料にもございしますように、去年の暮れからことしの五月までに約四万俵の糸の政府買い入をいたしましたわけでございます。半年の間に四万俵という大量の糸が政府に入ったというふうな事態になつたわけでございます。しかもなお、今回の法律案の提案によりまして御審議を願つております対策は、引き続き相当量の糸のたな上げを計画いたしておるというふうな需給関係になつておるわけでございます。

従ひまして、今後の養蠶業の恒久対策と申しますか、長期的に考へました

場合の対策につきましても十分検討を要するわけでございます。われわれといたしましては、早急に何らかの手を打たなければならぬと思つております。同時に、糸価安定制度につきましても、今後、従来と同じく、現行の繭糸価格安定法、またその裏づけとなつております繭糸安定特別会計法、こういうものを現行のままの形において将来続けていくかどうかということにつきましては、十分検討を要する次第でございますので、われわれ政府部内において目下相談をいたしております。この国会が終りました直後において、直ちに適当な組織を持ちまして、三十四年度の繭糸価格安定制度のあり方について、学識経験者を中心として検討に取り組み体制を整えたいと思つておるわけでございます。従ひまして、今回の措置は、このような異常な事態になつて参りましたことに対応いたしまして、この三十三年生糸年度中にとりまします措置を御審議願つておるわけでございます。三十四年度は、さらに適当な機会に、三十四年度の対策として、あるいは法案なりその他の形において御審議をいたさうと思ひます。その考へておるわけでございます。そのような意味合いをもちまして、本年度の措置として提案をいたしたわけでございます。

○高田委員 去年の春からすでに生糸の製造設備の制限が問題になつて、制限の法律もできまして、製造設備の制限にとりかかつておつたわけでありまして。しかるに、繭の方だけは相変わらず増産の指導をなされまして、地方におきまして、今あなたのおっしゃつた通り、国の方針に従つて増産を続けて

きておった。これらの点は農林当局として私は非常に責任は重大だと思つて、今こゝへきて急にあらわて、また、農民に對しまして非常な犠牲を負わせなければならぬような羽目に陥つておる。これらの点につきまして、私はまた大臣がお見えになりましたら根本的な責任のある考え方を聞きたいと思つておる。

そこで、次にお尋ねいたしますが、この法案で意図されておりますのは、本生糸年度の来年の五月三十一日まで、夏秋蚕全部をひくるための価格の維持、糸の十九万円、繭の千四百円というものを安定するために考えられたのか、それとも、この当面の春繭だけで、あのことはまたあとのこととお考えなのですか。

○須賀政府委員 生糸の製造設備の制限につきましては、これは昨年の国会で御審議いただいたわけであります。この方は、昨年の十一月一日に施行いたして参りました以来、当初の計画の通り進行いたしております、ただいまの時点におきまして、三十三年度の事業も含めまして、機械製糸について約一万台程度の設備処理の仕事を完了いたしております。しかしながら、これは、蚕糸業の特に今後の対策といたしまして、製糸、養蚕を通ずる生産費の合理化をねらつたわけでございまして、従いまして、今日の段階におきまして、この仕事の持つております意味は、私どもは何ら變つておりませんと考えております。この製造設備の制限を御審議いただきましたときにわれわれが御説明申し上げた数字によりまして、これは繭の生産量が三千四百萬貫に達しました場合においてはお稼

働率が八〇%というような計画になつておったわけであります。このために特に今回のような需給上の不均衡を助長するに至つたわけであります。

それから、この法律が春蚕だけのものであるか、あるいは夏秋蚕を含めての本年度の価格支持に対する一連の対策であるかという点についてのお尋ねでございますが、これは、この法律の第一条の趣旨に、昭和三十三年度の繭及び生糸の価格の維持をはかるということを言ひ表わしております通り、本年産の繭、生糸に対する一連の考え方でございます。ただ、今回の百億円及び五十億円の資金を裏づけいたしまして行なわれます生糸の買入れ並びに乾繭共同保管という仕事は、現実には春繭に重点を置きまして実施をされるという結果に相なるものと考えております。夏秋蚕につきましては、過般

来方針として出しておりますように、量の調整を主体として考えて参りました。政府買上げと生産段階における量の調節との両者によりまして、需給の権衡を維持いたしまして、支持をいたしたい、かように考えております。

○高田委員 そうしますと、この法律は建前としては本生糸年度の生糸、繭の全部を保障するというものであります。結局中身は春繭だけということになるわけでありますから、そのために、せつかくこういう法律案が出されても、この金が切れるときは再び暴落するであろうという見通しを立てないわけにいかないために、結局、安定制度がものを言わない、大したき目が無い、――まあ若干上つたようでありませんが、これではほんとうに政府が法の建前を守つて生糸の十九万円をどう

しても維持する、繭の千四百円をどうしても維持するという当然とすべき態度というものは買かれていないと思つておる。これでは先行きがもうわかつておりますから、この金が四月月なら四月月で尽きるといふ見通しで相場も立つわけでありまして、需要者もそのつもりで買ひ控えたり売ったり、いろいろな措置を始めるわけでありまして、結局、この法律の建前は、中身を見るときに十分にはいかないというところになるのではないかと。また、現実にはそうなるかと思つておる。その点

それから、十九万円の生糸を完全に保障するということになれば、繭は当然千四百円になり得るわけですが、ところが、生糸の方も十九万円が不完全にしか支持されておられません。そうなりますと、繭の方も勢ひ千四百円というものは不完全なものになるわけでありまして、現在共同乾繭されておるものについては、とりあえず春繭につきましてはこの金で五十億の範囲内におきましてはやれると思つておる。それとは、それはごくわずかでございまして、大部分は団協によつて製糸家にす

でに引き渡されております。売り渡されておるものもどうしたら千四百円というものを維持してやるのができるかというところが当面の課題でなければならぬと思つておる。この法律ではその重大なる根本のねらいが、ちつとも果されてはいない。これでは乾繭されたものだけは一応買ひ取ることになつておりますけれども、それはごくわずかであります。もう繭は全部製糸家の方に渡つておる。これをどうするか、これが今日

の最大の問題であります。この点についてはどういう処置をおとりになつて千四百円を必ず維持してくれるお考えでありますか。

○須賀政府委員 政府が相当の資金的裏づけを行なつたにもかかわらず、先行き価格についてなお不安が残つておるという意味合いの御指摘であります。これは、私どももいたしましては、今回これだけの裏づけをもつてやつて参ります以上、やはり製糸家、さらに養蚕団体の協力を求めまして、量的な調節をどうしてもはかつて参らなければ、先行き価格がほんとうに底が入るわけにはなかないと思つておる。従いまして、製糸の繰返等につきましても、今回はさらに現実の需給關係に即しまして十分従来の計画を見直しまして、しかも実効のあるような措置を進めていきたいと目下考えております。夏秋蚕についてある程度の生産抑制をお願いいたしております。もう、そういう量的な調節が相伴うことによつて十九万円の糸値、千四百円の繭値が支持されるように保障しておるわけでありまして、それから、こゝの春繭につきまして、現実には千円ないし千五百円程度の売り渡し金で製糸家に引き渡されたものについて、農家にいかようにして千四百円の繭価を保障するかという問題でございまして、これは今回の対策を立てるに当りまして最もわれわれの意を用いた点でございまして、お話のごとく、本年産の春繭は大部分のものが製糸家に先渡しの形において引き取られたというのが実態でございまして、従いまして、近く行われます繭価協定に際しましては、農家が千四百円の繭価の支払いが受けられ

ますような協定ができりまする条件をいろいろ整えていくということがどうしても必要なわけでございまして。それは糸値も相当の値段のところになければならぬわけであります。現実はこの対策を打ち出しました以降、大体十八万五千円程度の値段が相場として出ておるわけでありまして、千四百円の協定を維持し得る一つの材料が出ておるわけであります。

（委員長退席、吉川（久）委員長代理席）

さらに、今回の五万俵の生糸買入れにつきましても、製糸家が農家に対して千四百円の繭価を支払うということが、われわれの買入れを進めていく条件になるような考え方を持つておるわけでございまして。しかしながら、これは、お話のように、五万俵の糸をもちまして、製糸家の全量の糸を買ひ入れるだけのものではないことはもちろんでございまして。しかし、春繭だけにしほつて考えてみますれば、大体春繭からできまして製糸買入れの對象となりますような生糸の半分に近い程度の数量が買ひ入れし得る力があるわけでありまして、全量を買ひ入れるという態勢でなくとも、全体を千四百円ベースの団体協約にしほつていくということは必ずしも不可能ではないと思つておる。しかし、それには、もちろんこれは交渉の問題でありますから、養蚕の側においてもできるだけ有利な条件で交渉ができますように努力をいたさなければならぬわけでありまして、また、製糸の側においても今回の政策の建前を十分理解させまして協力をさせなければならぬわけでありまして、先般農林大臣が業界の

それぞれの代表の方に要請をされました。今回の措置に対応いたしました。製糸、養蚕の両者において価格維持のために特段の努力を要請されたわけで、私も、さらにそれぞれの関係当事者と相談をいたしまして、政府としてもできるだけ全量が千四百円の団体協約のベースに乗りますように指導して参りたいというように考えております。

○高田委員 今までの農林省の指導は、あくまでも団体協約をやらせて、そうして果の養蚕でもってできるだけ一本化の形で繭の集荷をやって、そうして製糸団体と団体交渉をして、掛目協定をやるという、きつい形に持っていくというかなり強力な指導を今まで続けられてきたわけでありました。非常に強力過ぎるような指導をされましたので、しばしば独禁法違反の問題を惹起したわけでありましたが、それは、ただいままでは、御承知のように売り手市場であります。繭を奪い合うような形で製糸家が買っておるときにそういう指導を強く打ち出されたわけでありましたから、そのために集荷されて団体協約で買った方がかえって安い値段で売られておるといふような現実が發生したために、独禁法の違反の疑いを各地において起して大きな問題になったわけですね。しかし、いずれにしても、そういう指導が行われてきたという事は、また、忠実に各府県において養蚕団体や県当局が当局の方針に従って団体協約を推進してきたという事は、今回のような事態が万一発生してきたときにこれがものをいうのだ、必ずそのときには団体協約をしてみな一本にしておれば千四百円で最後

の最悪の場合には政府が保障してくれるのだ、だからあくまでも団体協約の線をくずすな、あくまでも団結してやれという事で、かなり強力な指導をなさったわけでありました。従って、その強力な指導に従って、独禁法違反などと言われながらも一生懸命やって参りました各府県の養蚕団体や県当局の人たちは、この期に至って、せっかく自分たちの指導してきた団協によって繭を一手に集荷して引き渡したのに、なお保障されていないという事に対しては、これは非常に大きい問題になっておるわけですね。今まで自分たちをベテンにかけてきた、一体どうしてくるのだ、こういう問題であります。先般来各府県におきましては、いよいよこれは千四百円を割るというので、製糸家に対してしようにという事で、製糸家に対してしように設備の借り上げ方について協力を要請したわけでありました。しかし、幾ら要請しましたが、法的に何の裏づけもないのですから、そういうものはあつかりません。という事で簡単に断られてしまつて、もう何ら打つ手がない。結局、みすみ繭を渡して、そうして、実勢相場で仕切られてもけつこうでございまして、結局農林省が今まで指導してきまして団体協約の線に忠実にやつた者ほど不安な状態に今置かれておる。こういうような事に対して、千四百円以下、八千七百五十掛以下の掛目協定というものはあり得ないんだ、そういうものは断じてあり得ないんだというための措置を明確にしなけ

ればならぬと思うのです。ただ先ほどのお話のように強く交渉してくれといつても、繭は向うへ行つてしまつてゐるのですから、強くても何も交渉のしようはない。強く交渉すればますます長引くだけでありまして、交渉が長引けば長引くほど、損をするのは百姓だけでありまして。だから、早く金をもらふと思えば言いなりになるよりはかはらない。また、製糸の方では、繭の価格が安ければ安いほどけつこうなわけでありまして、十九万円で糸を買ってくれば、安くても、安い値で売つても、繭を安くさえ買えば十分引き合うわけですね。特に、輸出業者その他の製糸業者の間においても、あるいは織物業者の間においても、相場を下げたいという意向が出ておることは御承知の通りであります。十九万円よりも低い線にありまして、十六、七万円の線において安定させたいという考え方があつて、安定できるだけ安く繭を買って、できるだけ安い糸にしたいという考えで臨むのは当然であります。それも全量買つてくれるというなら別でありますけれども、今お話の通り、全量買つてくれるわけではない。ですから、できるだけ安く買おうという態度で製糸家が掛目協定に臨むことは当然であります。その際、団協で渡してしまつた農民は何をもつてこれを高くしたらいひのですか。何を根拠にして高くするといふ交渉ができるのでしょうか。これはたゞりにするのは政府だけなのです。どうしても千四百円以下では、八千七百五十掛以下では掛目協定は行かないという態度で農民側は臨むわけですね。もし、臨んだら、どうしようもないのです。これに對し

て、政府の方で具体的に、それはそうじゃない、必ず千四百円以下にはしないのだ、掛目協定でそれ以下のものはあり得ないのだという事について、農民の安心できるような具体的な御説明をもう一度お願いしたい。

○須賀政府委員 重ねてのお尋ねでございますが、私が先ほど申し上げましたのは、これからの現実の掛目協定におきまして農家の最低繭価が保障されますような形において協定が結ばれることを今いろいろ考えておるというより、なことを申し上げておるのであります。それが、それについてさらに具体的にやり方をいろいろと考へておるわけでありまして、この点につきましては、今回の措置に際しまして、製糸、養蚕、それぞれ実際の取引の当事者といつたしまして、いろいろ態度をとりつつあるわけでありまして、私もこの両者の間にありましていろいろ指導あつておるわけでありまして、千四百円ベースで、究極において、千四百円ベースで団体協約を結んだ製糸と申しますか、結んだことによつて何がしかの経済的に相対的な有利さがあるといふような形を作り上げねばならないと考へておるわけです。しかし、これにつきましては、現在団協に入るまだ直前でありまして、その具体的な行き方についてわれわれも種々検討いたしておりますけれども、この段階であり具体的なことを申し上げまして、今後の繭価の協定等に対しまして影響があると思ひますので、(そんないふではない、今明らかにしないのはおかしいではないか)と呼び、その他発言する者多し)この点は具体的に申し上げることは差し控へたいと思ひます。

○高田委員 肝心なところになるとわけがわからなくなつてしまふのです。これは全く繭を製糸家に……(大臣を呼べ)と呼び、その他発言する者多し)これはどういふ納得するところの騒ぎではない。私はこの点についてはさらに責任ある御答弁を後ほど大臣が見えましてらお伺ひしたいと思ひます。

それから、さっきのこの法律の中身では、百億と五十億を限度とするという事になっておるのでありますが、説明の方を見ますと、「資金について、適時円滑に供給せられるよう」と書いてありますが、そうすると、これは、なくなつたあとにも場合によつては出すぞ、こういう意味でありますか。

○須賀政府委員 今度の法律では、最後に政府が引き取ります場合の限度額が百億円と定めてあるのではありません。その間日本輸出生産保管株式会社が買入れを行います資金は市中の金融によるわけでありまして、これは具体的に農林中金の資金に依存する度合が非常に高いのであります。農林中金から資金供給をいたすにつきては、現実の買入れに支障を来すことがありませぬように必要量は適時流していき、そういう趣旨であります。

○高田委員 政務次官に伺ひたい。これは非常に大きな問題なんで、おそれる掛目協定は今の状態では始まりませぬし、始まっても話し合ひも何もつきませぬから、そのままする延びる。延びておる間は損をしてしまふ、金はほしいといふことで、延びれば延びるほど農民は窮地に陥るので、早い機会に、一刻も早く、今日こういう法

案を出す以上は、これとあわせて農民に不安のないような御説明をいただくなければ、非常に無責任な法案であるというそしりを免れないと思うので、これを出したのだから、議は千四百円は大丈夫だということを、納得のいくように御説明がいただきたいと思ひます。

○石坂政府委員 先ほど蚕糸局長から御答弁申し上げました点につきまして重ねての御質問であります。なるほど、きわめて重大な点でありまして、ごもつとも御質疑だと思ひます。しかしながら、一応蚕糸局長から御答弁申し上げましたことで御納得が参つておられないようでありまして、あらためてそれは、私から申し上げますより、大臣が出席いたしまして答弁いたします方が適当だと思ひますので、いづれ大臣の出席の上で重ねて御質問を願ひたいと思ひます。どうぞこの点で御了承を願ひます。

○高田委員 どうも御答弁がないようでありますから、それでは大臣に対して質問いたすことにいたします。それから、この夏秋蚕については、さつきもお話しのように、生産を制限するというところで価格の維持をはかりたい、こういうような話でありまして、この生産制限の方法は、これまた非常に問題だと思ひます。自主的に期待するということも言つておられますが、こういうことで農民が二割なり三割なりの案を引く、抜くということが一体あり得るとお考えになつておるのですか。その点について、もう少し具体的な御説明を承わりたいと思ひます。

○須賀政府委員 夏秋蚕の生産制限に

つきましては、私ども、今回の対策を考えますに当りまして、もとよりかつての生産統制のようなことはもちろん考へておりません。こういうことは現在の行政のやり方ではもちろんできないわけでありまして、しかしながら、るる申し上げますように、今年度の繭及び生糸の需給関係のもとにおきましては、五万俵の買入れを行い、さらに二百数十万俵の共同保管を行なつても、なお例年の通り夏秋蚕が生産をさへました場合は、糸にいたしまして三万俵以上の糸がなお余るといふ推算が一応出て参ります。さういふ事態が予想されます場合に、政府といたしましても相当量の資金を用意いたして糸備安定の制度は継続をして参るといふ態勢はとつておりますけれども、さらに、これと呼応いたしまして、農家の側でも、ここのところ異常な場合は、生産の面についてある程度の抑制をしていただいた方が、需給均衡上非常に効果が高いと思ひます。従ひまして、私も、今回の措置は、あくまで生産者団体、農家に親切な態度をいたしまして、啓蒙指導の建前で一徹的にやつてもらいたい。いたすに從來と同じ考え方、増産の態勢一本で推移いたしまして、そのときになつては農家に不測の結果をもたらすというやうなことがあります。非常に困るわけでありまして、やはり啓蒙指導の意味におきまして、農家に現在当面いたしております生糸の需給事情をよく浸透さしてもらいたい。現在生産者団体に対して私も、やうてもらつております。仕事は、そういうことが中心になつておるわけでござい

○高田委員 この間の農民大会においては、全国の農協の代表者が集まりまして、そうしてこの二割制限に対しては絶対反対だといふことに原案が修正をされまして、全会一致をもつて返上するといふふうに決議をされております。これは全国の農民の声であります。今あなたがおっしゃつたやうに、啓蒙指導とか、親切にとかいふことを言へば、これは大へんな問題です。何が親切ですか。何が啓蒙指導ですか。今まで一生懸命増産を奨励してきて、ここへきて勝手に種の方から制限してきて、お前の方はもう繭を作らなくもよい、そういうことが通用するといふふに甘んじ考へますと、これは大へんなことになる。私は、今日の農民の気持ちを少し当局側が、特に農林大臣はよく考へて——これは自分たちの責任なんです。今までの指導してきた責任において、もしどうしても減産しなければならぬといふことであるならば、確実に減産できるやうな措置を講じて、そしてそれだけの心配のないやうな指導と、補助と、資金的な裏づけをもつて農民を納得させる以外には、できつこないんじゃないですか。この点は一つ次官の御答弁を願ひたいと思ひます。これはどうしていい

○石坂政府委員 御趣旨の点、よく大臣にも伝えまして、この点について十分に誠意をもつて善処いたしたいと思ひます。

○高田委員 どうも大臣に大臣にといふことでありますから、やむを得ず、最後にもう一つお伺ひしたいのです。が、大臣が来てからにしましょう。

○吉川(久)委員 長代理 高田君に申し上げますが、大臣でなくても差しつかえない程度の問題は、質問を続行していただきたいと思います。

○高田委員 今まで重要なところにとりかゝる大臣にといふことになりまして、すから、やはり大臣が参りましたら要点をお伺ひすることにいたします。

○吉川(久)委員 長代理 高田君、大臣は米審の方の手が離れ次第こちらに來ることになっております。それで、大臣でなくてもいい問題については一つ続けてくれませんか。

○高田委員 それでは、あの方に質問を譲ります。

○足鹿委員 資料要求……。ちよつと資料の要求をこの機会にしておきます。

第一に、乾繭に要する諸費用のこまかい資料を提出願ひたい。たとえば、公定加工生産費、それから、その他最高、最低の近代化された工場における加工生産費、また、近代化されない場合の加工生産費、そういった加工生産費に関するものと、それから、乾繭に要する諸費用、これの最高最低等、詳細な資料を御提出願ひたい。

第二に、低能率の桑園の面積見込みはどういうふうになつてゐるか。低能率とはどういふことかわかりませんが、政府が使つておられますから、その言葉通りでどういふふうにお示し願ひたい。その資料を第二に御提示を願ひたい。

第三に、競合繊維の市場価格の推移と、日本及びアメリカ、ヨーロッパ等の実情について、競合繊維の市場価格の推移の状況に関するものを御提示願ひたい。

それから、第四番目には、ただけ

るかどうかわかりませんが、養蚕の共同飼育等、共同化に対する現在の状況、それに対する最近の予算計上額、また、支出額、効果といふやうな点について、参考になる資料を御提示願ひたい。

それから、最後にただいま高田君から問題にしておりました掛目協定の事情について、最近の主要産地における掛目協定の実績について、最近の年度別、蚕期別の協定の実績、大産地における掛目協定の実績。

以上五つの資料を、審議に非常に必要でありますので、とりあえず御提示を願ひたいと思ひます。いかがですか。

○須賀政府委員 ただいま御要求のありました資料は、大部分取りそろえて得ると思ひますので、できるだけ早く急速にお出しするようになつたと思ひます。

○中澤委員 資料要求……。

四月から六月現在までの規格糸目ごとの実勢糸価、要するに、清算市場取引価格ではなくて、実際の取引糸価、値下りから現在までの実勢糸価、取引上のものでなく実勢糸価、これは私の方でも一部今調査しておりますが、今幾らで売買されておるか、その調査の資料を要求したい。

○須賀政府委員 実勢糸価につきましては、横浜における現物の気配相場程度のものであればお出しはできますが、それ以外は、政府として特にお出しできる材料は今のところありません。

○中澤委員 横浜以外のは集まらぬですか。

○須賀政府委員 いろいろ、糸の消費



地等におきまして取引をされておるう  
わさと申しますか、情報のようなもの  
はわれわれも聞いておりますけれども  
も、資料として責任を持ってお出しの  
でしよう。その目下のごとくござ  
いせん。

○中澤委員 うわさだか情報だか、業  
界筋のものは相当根拠のあるものがある  
はずなんです。私の方でも調査して  
おります。だから、あなたの方で責任  
が持たなくてもいいから、こういう程  
度の取引はたとえば福井県のどこに  
あったとか、そういうものがあるはず  
です。だから、そういうものについて  
で、できるだけ参考資料として出して  
もらいたい。

○須賀政府委員 私の方ですぐに整え  
られますか、ちょっと検討してみたい  
と思います。

○足鹿委員 もう一つ落しましたが、  
乾藪設備を持っておる各協同組合別の  
規模といえますか、乾藪能力、それか  
ら、現在の製糸の持つ乾藪能力、それ  
模、またその能力を調べたものになっ  
たものがあるならば、さっきの乾藪に要  
する諸費用に關連して御提出を願いた  
いと思います。

○須賀政府委員 乾藪設備の状況は私  
の方で調べておりますので、これはお  
出しできます。

○高田委員 現在までの共同乾藪の各  
府県別の数量がありましたら御提出願  
いたい。

○須賀政府委員 これはまだ最終的に  
確定をいたしておりませんが、ごく最  
近の時点において生産者団体で取りま  
とめたものがございますので、あとで  
お出ししたいと思ひます。

○吉川(久)委員長代理 大臣でなくと

も差しつかえない通告者の中から発言  
を許します。八木一郎君。

○八木(一郎)委員 今回の藪糸価格の  
異常な事態に処して、前例にもなく総  
理大臣はその演説で藪糸価格の安定は  
災害の対策とともに善処するといふ  
はつきりした言明をされましたが、  
期待を寄せるところは、千四百円の藪  
値と生糸の十九万円とは、実勢には合  
わない点はあるかもしらぬが、政策と  
して政治としてこれを約束している以  
上は、断固としてやはり抜く、こうい  
う固い決意である国民は受け取って  
おります。私も、当然与党としてそう  
あるべきだという立場をとっておりま  
す。これが前提になって私は事務的な  
二、三のことについてお伺いをし、ま  
たはつきりせぬところを明確にしてい  
ただきたいと思ひます。まず  
その点を確認したいと思ひます。

○石坂政府委員 当面の対策並びに恒  
久対策を立てまして、ただいま御質問  
の通り、政府としては十分の熱意と誠  
意をもってやりとげる所存でございます。  
○八木(一郎)委員 そのことは直ちに  
糸と藪を両方見合せて藪糸価格維持政  
策として執行しようと思ひております  
が、私は、今回の政府与党の決定の中  
にも明らかにいたしてあります。しか  
もこれを増大していくという臨機の措  
置から今回の法律が提案をせられ、そ  
の内容としては藪の価格千四百円を何  
としても維持しようという熱意と情熱  
が行政当局の中にあふれ満ちていな  
い限りは、ただいま質疑応答のありま  
しように、これは大へんだと思ひので  
す。それである限りは、千四百円の藪

糸を全面的に完全に維持しようとい  
うのは、方法は二つだと私は思ふ。そ  
の二つは、政府が直ちに藪、乾藪を全  
部直接買い取るというところが一つであ  
ろう。もう一つの方法は、農民が自衛  
上、自分の作った藪、この農産物を正  
札をつけて売るのであるという、政府の買  
い上げをうしろだてにいたしまして、  
千四百円以下では一粒の藪でも売らな  
い、全然市場には出さない、この決意  
をいたして、需要供給の関係を調整し  
よう、供給力をみずから手で調整し  
ようというこの熱意に沿うように、行  
政的にも立法的にも、予算的にも資金  
的にもめんどろを見てやる。この前者か  
後者の二つによるほか、完全な千四  
百円を維持してやるという農民に安  
心を与えることはできないと思ふ。こ  
ういふことは、前段の全部買取りとい  
うことは、科学技術の進歩した今日で  
も、原始的な乾燥保管施設を必要とす  
る実情からいたしまして、今直ちに  
無理である。言うべくしてなかなかで  
きぬ。やるつもりならば一年も前から  
支度をしていけばできるでしょう。こ  
の際には私は私にできると思ふ。  
しかし、後段の方は、熱意と情熱を傾  
けて、政府が法律制度を忠実に実行し  
ようという気になって、それこそ啓蒙  
理解を農民に求めてかかるならば可能  
な問題であると考えたのに、これはあ  
まり手を尽しておられなかったように  
思われすが、この実情について局長  
から御説明を願ひたいと思ひます。

○須賀政府委員 本年の乾藪につきま  
して、ただいま、主として生産者団体  
が千四百円以下では売らないという態  
勢を固めて、それによって行動してい  
くというような指導が十分ではなかつ  
たのではないかと御質問でござい  
ますが、その点につきましては、われ  
われ、当初百億金の資金措置を講じま  
した段階におきまして、藪取引の実  
際の推移によりまして、生産者団体が  
千四百円を維持いたしますために、そ  
の百億円の資金を全量裏づけとして共  
同保管をやるといふような事態が出て  
も、その場合は糸の買入れを犠牲に  
しても共同保管に全力を尽くしてもよ  
うという考え方で指導して参つたの  
でございすけれども、結果は必ずし  
もこのような事態に相ならなかつた。  
もちろん、これは、農協の金融につけ  
まするような事前の準備等につきま  
して、今回の場合は必ずしも予算的に完  
全な手配はできなかったというよう  
ないろいろな事情があると思ひます。結  
果において必ずしも当局としては思  
うようにならなかつたことについては、  
私ども非常に残念に考えております。  
今後のこともありますので、今後の行  
き方につきましては、特に金融的裏づ  
けの、相当時間を置いて事前に準備を  
するといふ点につきましては、私ども  
はさらに研究を続けていきたいと思  
ておる次第であります。

○八木(一郎)委員 百億を用意して、  
共同保管を希望するならば全部乾藪保  
管の体制を確立してもよろしいと、これ  
まで踏み切った指導をなさったとは、  
どうも私には受け取れない。共同保管と  
いふことは二次的な考えで、共同保管  
しておる戦後の買手市場であったこと  
の経験に依存し過ぎて、買手市場として  
立場の非常な急激な変化がここに来た  
という見方に私は甘い点があったので  
はないかという点を考えます。これ  
は言つてみても済んだことですから及

びません。しかし、これから尽しても  
らなければならぬ点がありますので、  
関連をしますでお伺ひいたします  
が、乾藪で共同保管をされて、藪の取  
引市場に乾藪が出て、なま藪で一時に  
売られたきの対象になるようなことを  
避けて、必要な時期に必要な量を自由  
に売つて出していけるという、この制度  
そのものは、日本の過去においても政  
府が非常な力を入れてやってきた時代  
があります。そういう経験を生かして  
考えますと、現に行われておる乾藪の  
二百数十万貫の共同保管を実施した農  
民が、この制度を信頼して、おれたち  
の持つておる藪は確実に千四百円の手  
取りが可能である、もし持ちこたえて  
いても手取り千四百円なかつた場合は、  
政府が——今度この法律が通れば保管  
会社ですが、ここで買取り取つてもらえ  
るというところにすべきですが、それま  
でに必要な諸経費というものは相当な  
ものです。農民の心理として、生活の  
かてに充てておける資金が、あすの  
百より今の五十で、なまもので処理す  
るのをがまんして強力に共同保管とい  
う形を続けるというのには、並み大抵  
な決心ではできません。共同事業とし  
てこれをやるのですから、一そう骨が  
折れる。この際当って、私は、共同  
保管を実施した二百数十万貫の藪を  
持つておる農民に、ばかを見た、ひど  
い目に会ったという結果にならないよ  
うに措置する必要があると思ひます  
が、そのためにはこの法律を通過成立  
さして、何を一体政府の行政指導に期  
待しなければならぬかというところを  
下げて検討しますと、いろいろある  
と思ひますが、私はこの際二、三特に  
注意を喚起して当局の態度を明らかに

してみたいと思うのです。

その一つは、藪が千四百円で確実に農民が手取りできる、最終的には相場がどうあるかと政府が買い取ってくれる、こういう建前である限りは、市場には千四百円出せば二百数十万貫の乾藪があるわけですね。この二百数十万貫ある乾藪を、一応は出来秋の出盛り期から市場から凍結しておきますけれども、長期の貯蔵にはたえませんが、この乾藪を藪もとして生糸に加工しよう、あるいはこれを委託買置きしよう、こういうことが起きて参ります。その関係は、需要の実態を見てそういう一時加工をさせるお考えでありますか、あるいは、規定の通り三月末日まで一切のような一時加工はさせない、こういうお考えであるのか、まずこの点をお聞かせ願いたいのです。

〇須賀政府委員 今回春藪につきまして二百数十万貫と予定されます共同保管の藪は、来年の三月——現在では三月と考えております。来年の三月まで藪の形において保管をしてもらうのでございませう。従いまして、保管会社が買入れますときは藪で買入れ入れます。この場合、千四百円に金利、保管料等のいわゆる保管をいたしました経費は、加算をいたしますから、保管会社が払うのであります。三月三十一日までの保管について、市場の動向等によって共同保管をしておりました藪を農協が自分で手放すということがありますれば、それは農協の自由な措置であります。

〇八木(一郎)委員 もう少し聞かしてもらいたい。いわゆる農民の共同保管しておる藪を、これを藪もとして加工して市場を開拓しようという場合には、相当意味があるし、役立つことだと思ふ。機屋方面に売出す糸として、藪もとはなるほど十四万円。しかし、政府に持つていくには五万円も工費をかけたらつぽな適格品だが、三万円なり五千円の加工費でつぽに市場を開拓し、需要を増大していく手がかかる。これは相当数に上っていると思う。こういう非常事態ですから、行政の指導としてぜひ道をあけてやる必要があると思う。その際、こまかな採算を明らかにしてもらいたい点は、今局長のお話になりました千四百円に、保管中の経費、諸掛りを加算して最終的には買い取る、その加算する額は何ぼであるかということを知りたい。これは基礎にはございませう。これは予算の基礎をたてたときに比べると、情勢も大幅に変つてきておる。そこで、概算として、六カ月保管をするところの建前に立つたならば、乾燥料、保管料、金利、倉敷、諸掛りを一切合せて幾ら千四百円に加算されるということになれば、政府のお世話にならぬでも、自分で売って、そうして中小企業努力の

〇須賀政府委員 保管会社が共同保管の藪を引き取ります場合の金利、倉敷その他の保管料は、区々ばらばらな扱いはいいたしませんで、金利は二銭何厘、保管料は倉庫法で定められております所定の保管料、それから輸送料につきまして、あまればばらばらにいたさないような方針で考えております。従いまして、大体保管を開始いたしますから何日たった藪であれば幾らというふうに計算上すぐ出てくるようなやり方です。〇八木(一郎)委員 今の点は非常にこまかいことですが、共同保管をしまして、何百人の農民の藪を保管して持つておるといいますと、来年の三月までこれをもちこたえて政府に渡さなければいけません。安易な、いわゆる滞貨融資にもたれたようなことはさせてはならぬと私は思ふ。これは、当局の指導の熱意いかにいって、今私が申し上げておるような方向に処理できるはずだ。一日も早く今申し上げるような諸経費一切は共同保管の形で見て、これを加えてもなお買つていこうという人が現われてこないければ処理できない。結局来年三月に全部政府が背負い込むということになりますから、明快にしたい。同じく同時に、輸送料あるいは乾燥料、保管料、その他諸掛りというものは、どうせ政府が日の丸で支払うんだからいい

というふうな安易な計算でなく、これはがっちりしたものを必要といたしますが、それを今直ちに要求しませんが、しかし、予算の基礎的なものは、今お話しのように表にして、これは今すぐというわけにもいかないでしょうが、明日にでもお示し願いたい。資料としてこれを要求しておきますが、できませうか。

〇須賀政府委員 この制度全体を通じましての個々の経費計算につきましては、今私の方でこまかく作業中でございませう。従いまして、ただいまの乾藪共同保管の藪を引き取る場合の加算額個々についての基準、そういうようなものも作業をいたしておりますから、明日の段階で直ちににお出しができるかどうかかわりませんが、この法律が施行されますまでは完全に整えなければならぬので、多少時日の余裕をおかしいいただきたいと思ひます。明日ということとはちょっとむづかしいのではないかと思ひます。

〇八木(一郎)委員 それは、ただいまも、乾藪を、保管をといつて、現場は非常に積算をしておる最中なんです。ですから、あなたは今具体的な数字はすぐはできないと言つたが、先ほど、金利は一般の二銭何厘、保管料は倉庫業法に基いて幾らということをおっしゃるのだから、その予算の基礎的なものなら私はすぐにできると思ふ。現にその基礎で予算を組んだわけですね。その予算の基礎の中に、金融の保証をした場合に保証料は加えるかどうか、政府の方でめんどうを見る中に入るかどうかという点までも参議院においては審議をされて、時の局長は、それも政府の方で見る、こういう回答をしてお

る。ですから、予算の基礎程度のもならそんなに待たなくてできると思ふ。これは、めどを当てる場合に、実態をどうしても把握したい。乾燥料についても、そういう意味で、概算でよろしいですけれども、大至急資料を提出してもらいたい。委員長においてもそういうことで御了承を願いたい。精密なものは後日法律の施行までよろしいが、概算、予算の基礎的なものは、政府が補助していくその対象でありますから、急いで出してもらいたい。

もう一つ、ほかの問題で質問を続けて参りたいと思ひます。それは、乾藪共同保管をいたした場合に一番困ることとは何であるかという、十年の共同乾藪保管という仕事は農民はしていない。それだけに今困つておるわけなんです。一番困つておるのは金融です。乾藪共同保管をすれば、明日の百よりも今の五十で、売つてしまいたくなるのです。私も組合の総会に行くとき、実際のところ、金に困る費用がどのくらい、金利に対するものがどのくらいということ、あるいは、今私が言った費用以外に、金融そのものが不円滑で困る——藪を担保として通常の融資を受け得るのは八掛けです。そうすると、千四百円に対して千円そこそこというものが受けられな

い。すると、それに加えた諸費用諸掛り、見込みの危険を考えてみると、どうしてもそこにもう一つ工夫が必要である、こういうことから、局長御承知のように、信用基金制度を活用して、藪のこういう事態に処して保証金融の道を開いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開

いてある。この保証金融の道も開



いてはありますが、かような異例な事態に当るかなかなかうまく回らない。しかし、かかる事態ですから思い切つて保証金融の道をあけるといふと、ここで問題になることは、春蘭に無理をして蘭価の維持をはかるための共同保管に伴う保証基金の全部を充ててしまつていくという特別措置を講じてしまつても、秋、晩秋についてのことを考える農民としては、今年の春蘭は共同保管をしなかつたけれども夏秋、晩秋については共同保管をするかもしれない、従つて、この保証金融制度を活用しようとする農民側では、特定の権利というか、特定の共同保管という国の方針に協力するからといつて、全部春で保証一ぱいの制度を活用されることは困る、何らか夏秋蚕以降においても考へてもらえるかどうか、こういうことが強く要求されておるのであります。従つて、私は、夏秋蚕以降の共同保管といふことと、この共同保管のめどとなる金融の円滑化のための保証金融制度を、今やちやなものはありますが、これを増大強化して、やはり乾蘭共同保管という自主的な制度に身を入れてこれから指導していこう、力をいたしてみよう、こういうお考えはありますかどうか、局長の、局に當つておる立場から、この問題についてのお氣持を率直にお聞かせ願ひたい。

〇須賀政府委員 前々から八木先生のこの問題に対するお話は伺つておるのでございますが、ただいまお尋ねの点につきましては、これを強化する、あるいは拡充する等の措置を考えますのにいたしましても、あるいは予算的な裏づけの問題、あるいは法制的な組み立て

て方の問題、その他いろいろの問題を具体的に伴う問題であります。ただ単に拡充強化を考へるということでは済まない問題でござります。従ひまして、その制度の利をさらに拡充強化するといふことを考へました場合には、具体的にどのような拡充の機關が現実の問題として考へられるかといふことを十分検討いたしまして、ただいまお話しの問題については考へて参りたいと思ひます。

〇八木(一)郎委員 夏秋蚕問題については率直なお話でござりますけれども、春蘭についても関連があるわけですね。春蘭自身も共同保管をして二百九十万、この金融に關しまして、第一線の方、長野県、山梨県あるいは群馬県、こういう大量共同乾蘭保管を実施せられた農民の諸君は、こういう点がどうなるかといふことを非常に氣づかつかつておるわけですね。政府と我が決定をいたしました今回の措置の中に、政府は乾蘭共同保管を奨励し、五十億の資金をクを用意して適切に措置する、こういう大まかなことが出てくるから、安心感を持てますけれども、実際に農民の所得に直接関係多大なものがある。それだけに、今私がお伺ひしておるような点を、一日も早く、態度、方針を明確にしたいと思ひます。

第二点は、その一番うるさい基礎になるのは、さつき資料として要求いたしました点です。最終的には三月末になつてから掛り費用を計算して、これだけは政府が持つてやる、あとは千四百円に計算してやるという、その乾燥料、保管料、金利、輸送料等の予算の基礎となるべき数字であります。

第三点は、かくして乾蘭保管をして持つておるけれども、その乾蘭を三月まで持つていくというやうなむだを排除して、企業努力に報いる精神でやつていただきたいそのための何らかの行政指導上の適切な措置を考へてもらうたい。力を入れる適切な方法を考へてもらうたい。

この確認がなされて参ります。従ひまして、そこで春蘭の共同保管は確定をいたすわけでありませう。

それから、中間経費につきましては、たとえば金利の問題等につきましても、最近の金利情勢等で多少の動きもありまので、今共同保管の金利は幾らと定めてしまふことは、必ずしも現在の段階において直ちにさういふことが適當でないという面もありませうので、若干の模様を見たいと思ひます。その中で、考へ方と申しますか、金利についてはこういう種類の金利をとる、保管料についてはこういう基準のものをとる、乾燥料についてはこういう基準のものをとる、それだけの基準を明らかにすることは、できるだけ早くしたい。これは、考へ方だけでありませう、できれば明日にでも御答弁申し上げたいと思ひます。

〇八木(一)郎委員 予算があるのですから……

それから、第三の点は、こういう意味なんです。そういう冷たい態度では困る、冷たいという言葉は當るかどうか知りませんが、冷たいと私は言ふ。なぜなら、三月末まで持つておれば政府が買つてやるというのを恩に着せるという態度。そんな三月末まで乾蘭を補助してやるから持つておれと言つて知らぬ顔をしておられることが、私には冷たく感じられる。そうではなくて、補助金は要りませんで、蘭を十四万円、加工費三万円で十七万円、金利、倉敷、保管料等が幾ら、それならあげましようかと相談する時期が、来年三月を待たずして一度や二度はくるはずだ。その行政努力を大いにしたいので、中小企業精神の企業努力に報いてもらいたい、そういう指導をしてもらいたい、こういうことですから、指導精神といひますか、指導意欲と申しますか、その点です。これはどうも売れなさんだから仕方がない、——今なかなか売れなさんよ。十四万円の蘭も持つておつて、来年三月まで持つておれば政府がきれいにしてくれるといつても、かりに九割五分保証融資の道があつてもなかなか踏み切れない。その踏み切れない零細な農民の事態をよく一つ見詰めてもらつて、今私が質問というよりは要請をしておるこの氣持に沿つてやつてもらいたい。ぎりぎり、蘭もとは、千四百円ですから十四万円です。あとは、経費を二万五千円にしてくれれば、三万円でやるか三万五千円かという、この企業家の努力によつて、この蘭は処理する道が開ける。しかも国費

の負担には依存しない。補助金はもらわぬで済むわけです。予算や法律を運用していく上には、そういうところにこそ政府畜産当局の情熱を傾けた指導を期待したい。それをぜひお願いしたい。こういうことですが、おわかり願いますか。

○須賀政府委員 非常に含みのあるお話でございまして、私の方でも現実にどういうふうな操作をいたしますれば、ただいま八木先生のお話しになつておりますような趣旨で運営ができませんか、十分よく研究をいたしまして、検討いたしてみたいと思います。

○吉川(久)委員長代理 ちよっと速記をとめて。

○吉川(久)委員長代理 速記を始め。

○吉川(久)委員長代理 速記を始め。

○吉川(久)委員長代理 速記を始め。

○吉川(久)委員長代理 速記を始め。

○吉川(久)委員長代理 速記を始め。

○吉川(久)委員長代理 速記を始め。

す。夏乳価もそのまままで持ちこたえておりましたような関係があったわけでありましたが、生産の方も、そのような影響を受けまして、内地におきまして前年比一九％、北海道におきまして一四％というように、前年度の比較におきまして相当強い生産の伸びがあったわけでありまして、これに對して、市乳の方の消費は、夏分かなり天候が悪かつたのでありますが、あるいはまた市乳の消費者価格値上げの動きがありまして、価格値上げをしないで参つたわけでありまして、市乳消費は、内地におきまして前年に対して一四％、北海道におきまして一〇六％程度の伸びがあったわけでありまして、従いまして、この生産と市乳消費のずれが乳製品の生産になつて現われて参つたわけでありまして、その結果、内地におきましては前年比に比べますと一四％という増大を見、北海道におきましては一三六％という増大の生産の増大を見たのであります。ところが、乳製品の消費の方は、主として大カシラ練乳の砂糖消費税免除措置撤廃を見越した買いだめあるいは買い急ぎがあつたかと思ひますが、前年比に比べますと一三二％程度の消費があつたわけでありまして、ただし、これは、末端消費という考え方よりも、中間におきまして販売業者、あるいはそれを原料とした加工品の方から流れていった数字になります。大体一三二％程度の増加があつたわけでありまして、下期に入りまして乳価の値下げがあつたのでありますが、この期におきましては生産量の増大が鈍化したとして

おります。次のページの表に出しておりますように、市乳用、加工用の価格が漸次下つて参つております。この価格は農民手取りの価格でありますために、実際の値下げがあらはれた月よりも時間的にずれた形になつてここに参つておりますが、とにかくこのようにして生産の対前年比の率はかなり下つた率を逐次示して参つておるわけでありまして、市乳消費の点は、この期に入りまして一三三％の学校給食を実施したわけでありまして、これによりまして、市乳の消費量は、前年比に比べて、内地におきまして一八％、北海道におきまして一〇％というようにかなりの伸びを見せております。しかし、乳製品の生産がやはり同様に、若干の市乳の増加はございましてけれども、残りのものが乳製品の生産に回りましたので、前年比に比べて、内地で二五％、北海道におきまして一六・七％という数字をやはり依然として示したわけでありまして、ところが、この期におきましては乳製品の消費が著しく減退して、対前年比一〇六％という数字を示して参つておるわけでありまして、大体、三月の末、四月、五月、そろそろ夏場の動きが見え始める時期でございまして、このあたりの天候が、御存じの通り、四月、五月、割合に冷涼な天候が続いた。また、生産の方は、当初予定をいたしておりました、私たちの方で昨年から実施しておりますところのミルクの生産量予察がございまして、これはある程度確実な数字を今まで示してきておつたのであります。この二、三、ことに三月の予想と実績がかなり違つた形が出て参つております。これは、いろいろ、たとえば野菜類の農作のための、牛乳生産のえさに向けられ、ブタ等にも向けられたと思ひますが、そういうような影響もあつたかと思ひますが、予想いたしましたものよりも高い生産量を示しておる。そのようなものと、それから、四月、五月の割合に冷涼な天候、こういうような状態が続いて参りました。もちろん四月に入りましての生産量は若干低目に数字を出しております。従いまして、夏期の消費の見通しを非常に期待しておつたのであります。かなりの生産が伸び、そのうして消費の方が伸びなかつたための需給の不均衡がそこに生じて参つたのだ、こういう状況でございまして、さういふ形で、本年の六月上旬ころに、数府県に對して乳業者から乳価の値下げの申し入れが行われたのであります。大手筋がまず動き始めまして、現在中小の諸君もそれにならおうとする気配が見えておる、こういう状態でございます。現在におきまして生産の予察等は、まだ五月の実績がわかつておりませんが、ある程度の下降を示してきておるものと見ております。

た。たとえば野菜類の農作のための、牛乳生産のえさに向けられ、ブタ等にも向けられたと思ひますが、そういうような影響もあつたかと思ひますが、予想いたしましたものよりも高い生産量を示しておる。そのようなものと、それから、四月、五月の割合に冷涼な天候、こういうような状態が続いて参りました。もちろん四月に入りましての生産量は若干低目に数字を出しております。従いまして、夏期の消費の見通しを非常に期待しておつたのであります。かなりの生産が伸び、そのうして消費の方が伸びなかつたための需給の不均衡がそこに生じて参つたのだ、こういう状況でございまして、さういふ形で、本年の六月上旬ころに、数府県に對して乳業者から乳価の値下げの申し入れが行われたのであります。大手筋がまず動き始めまして、現在中小の諸君もそれにならおうとする気配が見えておる、こういう状態でございます。現在におきまして生産の予察等は、まだ五月の実績がわかつておりませんが、ある程度の下降を示してきておるものと見ております。

大体さういふ状況になつておるのであります。当初学校給食の実施を一三月にやりました、あとは秋九月あるいはむしろ十月くらいから再開しようと考えておつたのであります。三月の末におきまして、四月、五月の状況を判断いたしまして、四月、五月に学校給食を実施いたしました。六月に入りましては、北海道等の冷涼な地帯におきましての実施をいたしておる。六月以降の学校給食は、政府の補助金を出します体制のものは一時中止されております。大体さういふ状況で現在まで推移しておる、こういうわけでありまして、

○松浦委員長 次に質疑に入ります。質疑の通告があります。芳賀君。○芳賀委員 ただいま畜産局長から現況についての説明があらはれたが、この際夏場の需要の最盛期を控えていろいろ乳価の暴落等の現象が露呈されておるのでありますが、これに對する一番大きな原因は、需要に對する生産の過剰というふうな傾向が増大したところであるが、この根拠となる現況に純然たる過剰数量というものは現在どのくらいになつておる、そしてこれに對して今後いかに消費拡大等の施策を講ずるかということが出発点になると思ふ。従来まで、政府は、この生産過剰傾向等に對して、正常在庫分は別としても、純然たるいわゆる過剰といわれるこの数量の把握を非常に甘く考えておつた、実際の過剰数量よりも過小な把握を行なつて、その上に施策を立てておつた、これがやはり今日問題になつておると思ふ。それで、その正常在庫が大体一カ月半くらいが正常在庫といわれている場合においては、この純然たる過剰数量といふものは果してどのくらいあるか。三十万石という説もあるし、また五十万石という説もあるわけでありまして、この的確な把握をどこに置いているかという点に對してはどうです。

○谷垣説明員 在庫数量の確保ということ、実は現在の体制では非常に困難な状況でありまして、工場在庫の数字は私たちの方で報告をとつておるの

であります。在庫数量の報告は私たちに権限がございません。従いまして、各関係の業者の諸君に對しまして在庫の数字の提出方を督促いたしておりますが、なかなか思うように集まらない状況でございます。しかしながら、私たちの手で種々そういうような状況を勘案いたしまして、あるいはこの三月末の推定在庫量等から考えますと、三月末の在庫の数量は大体製品に直しまして七十万石ないし八十万石程度ではないだろうか、こういう推定をいたしております。ただし、これは、先ほど御指摘になつておりますところの通常在庫数量というものを含めまして大体そのあたりの数字になるのではないかと、かように考えております。

○芳賀委員 ですから、毎月の正常な在庫数量の推定を一月三十万石というにすれば、一月半の大体四十五万石が正常在庫ということになり、総体の製品在庫に換算した数字が八十万石であるということになれば、結局差引三十五万石が純然たる過剰乳ということになる。これがやはり作用していると思うのです。ですから、この把握のいかんによつて、対策の進め方あるいは今後の市場等における価格維持等の問題が非常に変わってくると思うのです。ですから、これがつかみづらいつか、つかめないとかいうことになるかと、政府の責任において具体的な施策の確に進まないといわれれば考へる。これを最も確に、どのくらいに数量が過剰数量であるか、一つその点を示してもらいたい。

○谷垣説明員 御指摘のありましたように、三月末の在庫量は大体今私

持っておりますような七十万石ないし八十万石程度、通常在庫を四十五万石と見ますと、その差でございますから、二十五万石ないし三十五万石であります。大体そのくらいだろうと思ひます。その後五月の末の在庫を突は今調べております。五月在庫はあるいは若干増加してあるというふうに私たちは推定いたしております。はつきりした数字はまだわかりませんが、若干増加してある、かように考えております。

○芳賀委員 今後増加の傾向にあるわけでしょう。ですから、現在とはえれば三十万石が過剰在庫であるとすれば、今後年度内にそれがまた四十万石とか五十万石というふうになるわけですから、そういう見通しはどうなんですか。

○谷垣説明員 御存じのように、北海道は別でございますが、夏場におきましては牛乳生産は減つて参ります。そして市乳の需要がかなり伸びて参りますので、夏場におきまして在庫量というものは、ふえるという傾向よりも少くなる傾向が多い、かように考えております。もちろん、このことは、実は天候に非常に影響があると思ひます。あるいはそのほかのいわゆる牛乳とかアイスクリームとか、夏季分に出ますところの他の競合物、ジュースでありますとか、特にけつきり出てきますスイカの仕出しとかいうことに影響があると思ひますが、夏場はバターその他の在庫はふえますけれども、それ以外の生産量は減り、市乳の量がふえて参りますから、夏場におきましては在庫量が減つて参る、こういう状況になろうかと思ひます。現在申しておりますのは四月、五月の状況でございますか

ら、その後の状況は、平年から参りますれば良好な格好になつてくる、こういうことにならうと思ひます。

○芳賀委員 今日農林大臣が来ておられますので、重要な点に對しては局長だけの答弁では了承できない点が多々あるわけですから、そこで、当面した緊急の、たとえば乳価安定等に対する緊急措置については、政府はもう具体的な対策を講じておられるのでしょうか、それがまだ表明されていないわけですね。発表の時期もあるかもしれない、せんが、この際、当委員会において、どういふ具体的な対策をもつてこの困難を克服していくかという点について、簡潔でかつこうですから、説明を願つておきたい。

○谷垣説明員 消費の急速な拡大をどういふふうにしていくかということが最大の問題であらうと思ひます。この問題につきましましては、学校給食のやり方をどういふふうによつていくかという問題が一つあるかと思ひます。まだ私たちの方で今年度の予算でやります学校給食のワケが残つておりますので、これをどういふふうによりましていくかという問題が一つある。全体といたしましては、見合つてのワケの増大をどういふふうにするかという問題にならうかと思ひます。それと、あえずの問題としましては、それをどういふふうによつていくか、ただ、なま乳の給食というものは現在の状況からみまして不可能だと思ひます。従いまして、これはどういふ秋口のできるだけ早いときに再開をしていくということにならうかと思ひます。

それから、いわゆる集団消費の需要と申しますか、一般の消費の増大も

ちろんでございますが、職場なり、あるいは集団の住宅なり、あるいは会社でありますとか事業所でありますとかいうところの對する集団的な消費の拡大が具体的な問題としては起きて参ると思ひます。お手元に資料として配付してあるかと思ひますが、全国的な数字がまだ私たちのところに入つてきておりませんが、東京及び神奈川県、区、あるいは千葉の各、一部のところを早々の間に調べました状況では、集団飲用の形が進んで参つております。各地の生活協同組合あるいは消費者の団体等の特別な活動も最近かなり活発になつてきた。こういう消費の拡大の方向を促進いたしますために、各県におきましての協議会等を、関係団体で作りました、そして具体的に消費拡大の方途をとる、こういうことを指導して参つてきておられるわけであり

そのほか、これは従前からやつておられるわけですが、生産者団体の共販体制というものを強くしていく、こういうことも現在の乳価安定の上から申しますと非常に大切な問題ではないかというふうによつておられます。それと、それと関係の各県の担当者を集めて、それぞれ指導を打ち合せ、それぞれ指導をされておる、かような状況でございます。

○芳賀委員 私は消費拡大の具体的な

対策を聞いておるのです。

それじゃ、一つ一つお尋ねします。第一の学校給食の問題です。これは、今年度の予算から言つて、牛乳換算二十万石を對象にして、期間的には六か月間ということをやつておられるわけですね。それで、学校給食を通じて消費拡大をしようとするということになれば、年間を通じて給食を行うということにすれば、少くとも一年を通ずれば四十万石の消費はできるということになるんですね。しかし、夏場等においては、これは生乳給食ということではできない。製品を加えて牛乳に換算して四十万石ということになれば、この面においても二十万石消費が拡大されると思ひます。もちろん、これに對しては、二十万石について七億円の予算が計上されておるから、これが倍額になれば、当然政府の支出の面においては十四億となる、こういうことは言うまでもないことです。こういう見通しの上に立つて学校給食についてはどういふような拡大施策を講ずるか、この点はどうですか。具体的な点だけでいいですよ。こうやたらいいと思ひますという程度ではなくして、こうやりますというふうに具体的にいかぬと思ひます。

○谷垣説明員 夏分におきましては、衛生上の關係その他がございまして、しておりません。四月、五月でとめておられますが、北海道のようなところにおきましては、そういう心配がないかと思ひますので、夏場におきましては学校給食を続けておられます。

それから、御指摘の乳製品の問題、これはバターと全脂粉乳をやることに

いたして進めてきておるわけでありま  
す。これらの問題も、もちろん夏場に  
おきまする学校給食の問題といしま  
して全然不可能だということではござ  
いませぬが、バター等の問題につきま  
しては問題があるかと思ひます。こ  
れらは秋口からの学校の給食のため  
にしたい、かように考えております。

それから、今、とにかく、四月、五  
月とごく一部使ひまして、あと残つて  
おるわけでありまして、これを、学  
校給食が可能な時期になりますれば、  
できるだけ早く動いていくようにいた  
したい、かように考えております。ま  
た、夏場におきまする消費がどの程度  
に伸びるかということも、これは例年  
のあれから見ますと相当に消費が伸び  
るということもありまして、夏場の  
状況を見まして具体的な今後におきま  
する数字を決定して関係当局に折衝し  
なければならぬ、かように考えており  
ます。

○労資委員 ばく然としたことを聞い  
ておるのではなく、学校給食に消費額  
大の一つの方法を向けるとすれば、具  
体的にこのときの当初の計画よりさらに  
どれだけの数量をふやして、こうやる  
ということにならなければいけないわ  
けです。これは、局長一存でいいか  
い、石坂さんどうですか。こう  
いう学校給食の数量を拡大してやる御  
意思が今あるのかどうか。

○石坂政府委員 ただいまの学校給食  
を拡大する点につきましては、その方  
針でやっております。具体的のこと  
につきましては、今局長から答えた通り  
であります。

なお、先日酪農審議会におきまして  
もこれらの問題について検討いたしま  
して、ただいま緊急対策及び恒久対策  
の二つの委員会を作って、それらの方  
面からも検討を続けてもらつておりま  
す。

○労資委員 将来のことじゃないので  
す。現在生産者の値段は全国的に五円  
とか六円買ひたかた下つてついでにわ  
けです。これをどうするかということ  
に問題があるのです。先の先のこと  
は、それはあなた方は考えなくていい  
のです。当面した緊急対策をどうする  
か。それには、たとえば、学校給食に  
ついては、計画は二十万石であるけれ  
ども、これをさらに三十万石とか四十  
万石に政府は増加して、それに必要な  
予算措置は、たとえば九月の臨時国会  
なら臨時国会において、これが予算補  
正を行ふなら行ふ、具体策を明らかに  
すれば、乳価というものは好転する  
ということをおわれれば信じておる  
から、今お尋ねしているわけでありま  
す。

○石坂政府委員 その問題について  
は、学校給食の実施は秋口からであり  
ます。なお、この点については大蔵省  
との関係もありますので、今その対策  
についてはせつかく検討中でありま  
す。

○労資委員 秋からではだめです。今  
即刻何をやるかということですから、  
今から、ここの計画は秋から向う六  
月間に二十万石の学童給食をやるとい  
うことになつてゐるが、もう直ちに始  
める、しかし夏場であるからして、な  
ま乳を給食するということには困難性  
もあるから、この時期については製品  
をなま牛乳換算で何石ということにし  
て、これを対象にして消費するとい  
うことになれば、これはいいわけでは  
ない。

○谷垣説明員 御指摘の通り、学校給  
食の実施という問題は、現在北海道を  
除きましては実地上でできていない。で  
きない状況にあります。従ひまして、  
秋場に入りまして、できるだけ  
早い時期になま牛乳による学校給食を  
実施していくということにならざるを  
得ないと思ひます。ただ、御指摘の  
乳製品を今買ひ上げまして、あるいは  
買ひ上げの約束をいたしまして、学校  
給食をその現物で実施いたしますのは、  
今始めまして、夏場というものは学  
校は休みになるからできないと思ひま  
すから、その品物を作りましての学校  
給食は秋場以後になる。そういう乳製  
品の買ひ上げをどの程度にするかとい  
う問題は現在でも一つの方法がある  
かと思ひます。と申しますのは、学校  
給食は全然なま牛乳だけでやるという  
考え方は持つておりません。ある程度  
の乳製品をその中に含める計画を考  
へておるのです。そういうことはでき  
る可能性はあると思ひます。ただ、数  
量その他を、年間を通じました現在の  
二十万石という数量をどういうふう  
に変更していくか、あるいはこれに十  
分なかどうかという問題は、もちろん  
財政当局とも相談をいたさなければな  
りませんし、もう一つは、夏場におき  
まする需要というものがどの程度に  
伸びるか。これは何も手をとこぬい  
やつておるわけじゃないので、消費額  
大の運動を片方にいたしながら、それ  
をやつて参りましてした場合どの程度  
それがはけるかというところとらみ合  
わしてやらざるを得ないと思ひます  
が、そういう状況を見まして具体的な  
数字はきめざるを得ない、かように考  
えております。

○労資委員 それでは、製品買ひ上げ  
はやる。やる気になればこれはやれ  
ることですが、その場合、この秋から  
消費するということになると、今まで  
の数量よりもよけい一べんに運用しな  
ければならぬということになる。現在  
は小学校、中学校と夜間高校にこれを  
適用しておるわけですから、短  
期間に相当数量を消費拡大に向ける  
ということになれば、その範囲を拡大  
して、たとえば全国の保育所である  
とか、あるいは一般の高等学校とか、  
そういうところまでその対象を拡大す  
れば、同じ期間内においても消費額の増  
加は可能であると考へるのですが、そ  
ういふ点についてはどう考へておりま  
すか。

○谷垣説明員 実は、一―三月に十  
万石の学校給食を予定いたしました  
たのですが、この十万石の一―三月の  
間に学校給食をやります際に、実は  
方々から非常に懇願をされたわけ  
です。十万石のなまミルクを学校給  
食で果してこなし切れるかどうかとい  
う問題があります。これはいろいろと各  
方の御努力を得まして実現したわけ  
であります。この学校給食をなし得  
る能力と申します。そのことと、それ  
から、現在まで学校給食はいろんな乳  
製品を使つておるわけでありまして、  
それとの競合関係をどのように見るか  
という問題も生じてこようかと思ひ  
ます。今御指摘のように、対象を広げ  
てやるという方法もあろうかと存じま  
すし、あるいは現在のままの人数で  
おそらく現在学校給食をいたして  
ます人数は八百万人ぐらいの学童に

なつておると思ひますが、そのワ  
ク内  
でやるのではないかという問題もあ  
らうかと思ひます。私たちの方で学  
童に對してやりましたのは、約二百  
万石の数字になつております。従ひ  
まして、現在やつております学童給  
食の範囲においてもこなせるとい  
うことが考へられるわけでありま  
す。それは、  
具体的なワクを決定いたします際に、  
それらの事情を考へて決定しなければ  
いかぬ、かように考へております。

○労資委員 次に、工場とか事業場  
とかの集団飲用に対しては、奨励とか  
促進はやつておるわけですが、具体的  
にどういふような助成とか補助的な  
政策を今日までとられてきたか、具  
体的な事例があれば……。

○谷垣説明員 お手元に配付してあ  
ります資料がその一端であります。地  
方における関係者の間に協議会を開  
く、あるいは打ち合せをさせて、具  
体的に、工場なり事業場なりと、そこ  
に供給をいたします。これは生産者  
団体の場合もありまして、あるいは  
牛乳を販売しております諸君の場合  
もあろうかと思ひます。それをつな  
ぎ合  
せる協議会にこちらの方から応援を  
いたしまして、従来指導してきたわけ  
であります。具体的に個々の工場等  
に對する話し合ひでありますとか、あ  
るいは一般的にお集まりを願つての  
話し合ひをいたしまして、かような  
形で進めて参つたわけでありま  
す。

○労資委員 畜産局長通牒、六月十日  
に、「牛乳及び乳製品の消費拡大につ  
いて」というのが流されてゐる。こ  
の中にあることはあるのです。工場、  
事業場等における集団消費。しかし、  
具体的に政府としてはどういふテコ入

をしてやるから一生懸命にやりなさい  
というように何を何もしない  
い。ただ微温的な、P.R的な消費促進  
だけなんです。ですから、最近集団飲  
用が伸びていないでしよう。たとえ  
ば、京浜地区においては、一合びんに  
して毎日一万本程度しか消費されてい  
ない。石数にすればわずかに十石くら  
いですよ。これ以上頭打ちで伸びない  
という現状にあるわけです。これ  
で集団飲用が期待が持てますというこ  
とにはならないと思うのです。です  
から、集団飲用を奨励する場合には、た  
とえば冷却施設であるとか、いろいろ  
な設備等に対し具体的に政府が補助、  
助成措置を講ずるからやってみよう  
ということにならないければ、効果があ  
らないと思うのです。現在何か考  
えている点がありますか。

○谷垣説明員 京浜地区は一万本とい  
うお話がありました。もう少し進ん  
で参っております。また婦人会、生協  
等の運動もここ非常に激しくなつて  
きております。この成績も相当上つて  
きております。この冷却施設に對し  
て何らかの助成措置をやったかとい  
うお話であります。そういうものの助  
成措置はいたしております。この問  
題に關しましては、ただいま申しまし  
たように、具体的なあつせんをいたす  
とか、あるいはまた関係者の方々に  
集まり願ひまして話をつけていくとい  
うような形で運動を進めて参つてお  
るわけでありませう。

○芳賀委員 この点は政務次官にお尋  
ねします。今後集団飲用を拡大する上  
において、学校においても当然そう  
ありますが、冷却施設、たとえば冷蔵  
庫を設置するとか、冷却施設が伴わ

ければ、これはできないわけなん  
です。この施設に對しては政府が助成  
するとかいうような具体策を講ずる必要  
があるのですけれども、今まではや  
っていないわけですね。ですから、この際  
消費の拡大の一つの方策として、こ  
ういふことをおやりになる意思がある  
かどうか。

○石坂政府委員 ただいまの冷却施設  
等を作る必要であるではないかとい  
う御質問であります。消費の拡大のた  
めにこの種の何らかの措置を講ずるこ  
とは必要だと思ひますが、それには当  
然経費が伴ふこととあります。補正予  
算等の関係もございまして、ただ  
まのところその点について具体的にど  
うするということをおし上げる段階で  
はないと思ひます。

○芳賀委員 経費なしに実行なさる方  
法はないので、経費は当然伴うので  
す。そのことをやれば消費拡大がで  
きるといふ見通しがつけば、それに  
経費を惜しむ必要はない。たとえば、  
冷蔵庫を購入する場合、冷蔵庫には四〇  
の物品税が課せられている。ですから、  
学校とか工場あるいは生活協同組合等  
が冷蔵庫を購入する場合、免税の特例  
措置もやるつもりであればやれるので  
す。これは経費が伴わない。この点に  
對して税金はとりませんというこ  
ろを行なつても効果があるわけですね。  
この点はどうです。直接経費を払わ  
ないのです。

○石坂政府委員 それを今直ちにやる  
ということをご自分で申し上げる段階  
ではないと思ひます。しかしながら、そ  
ういふ点につきまして何らかの措置  
をとすることは必要であると考へてお  
ります。

○芳賀委員 その点は農林大臣と速急  
に打ち合せをして、この次委員会に  
農林大臣が出席する場合に、重要な  
點に對して農林大臣を通じて政府の考  
えを明らかにしてもらひたい。

それから、これは厚生省関係である  
と思ひますが、学校給食あるいは工場  
等における集団飲用の施設を行なつ  
てこれをやる場合、たとえば食品衛生  
法の規定を適用して今日まで奨励して  
きたか、その点、環境衛生部長にお尋  
ねしたいと思ひます。

○尾村説明員 学校給食あるいは集  
団飲用に牛乳が増加しつつある、これ  
は保健衛生の上で特に適当な栄養の確  
保の上から望ましいものでございませ  
う。厚生省の方としてはさういふもの  
は伸びるようになつていくことを基本  
方針にいたしております。ただ、同じ  
養護に、一方ではまた障害が起つては  
いけないものでありますから、この点  
は最低の衛生上の安全性というものは、  
これは特に集団でございまして、危険  
が、ありますと個人のみなならず一挙  
に集団で障害が起る問題ですから、  
この点は最低は必ず保持する、こ  
ういふ建前でやつております。従  
ひまして、この乳及び乳製品等の規格  
の省令の適用につきては、今のよう  
な基本方針で集団給食というところで、  
管理者が義務を負つていふような  
ところの場合には、融通できるものは  
融通して、最低の線を確保する、こ  
ういふことによりまして、第一次とし  
てはこれらが伸びるようになつてい  
く、消費の拡大に協力していく、さ  
ういふ建前でありませう。

○芳賀委員 現在の食品衛生法ある  
いはこれに伴う省令の規定は、こ  
ういふ学校給食と集団飲用というものを  
予定しないで、これ以前にできた法律  
ですね。ですから、即応しない点が非  
常に多いわけですね。たとえば、学校  
給食を行う場合においても、現地で生  
産された新鮮な牛乳を、たとえば協  
同組合等の集乳施設から直接それを  
学校に提供して給食に資する場合に、  
その間に当然規定された設備とい  
うものは伴うわけなんです。現在主  
として乳の処理業者に適用して  
おられるところのこの法令だけで十  
分であるということにはならぬと思  
ひます。現地の事情に即応した最も  
簡便で効果的で適正な規定とい  
うものがこの際必要になつてくると  
私は思ふのですが、その点に對して  
は厚生省としてはどのように検討して  
おられるか。

○尾村説明員 ただいまの点について  
はごもっともな点でございまして、  
すでに昭和三十年の三月、この集  
団飲用の牛乳飲用促進についてとい  
う通知を出しまして、ちょうど今  
芳賀委員のおっしゃいましたやうな  
ことがうまうま行われます。この  
省令の実施の集団給食施設にお  
ける適用につきては、相当詳細な、  
たとえば学校、病院向け、それから  
牛乳の生産地である農村地帯の場  
合といふやうな分けて、詳細な指  
導をいたしては、たゞいままでの  
ところの大体これに沿つておりま  
す。最近の学校給食初め集団飲  
用がこつこつと面では支障なく伸  
びておるといふふうには信じてお  
ります。なお今後一そう、新たに  
とりかかるといふところについて、  
今まで実績のあつた牛乳の処理  
施設で、なお工合の悪いといふや  
うなところが具体

的に幾つか出ますれば、それについて  
検討いたしまして、さらに今の衛生  
安全は確保しなければいけません  
が、その点から見まして、かような必要  
なものには十分考慮したい、か  
ように存じております。

○芳賀委員 そこで、たとえば具  
体的に取り上げて、殺菌処理の場合  
です。現在低温殺菌でやっておる  
わけなんです。これは省令にお  
いては高温殺菌の措置も可能であ  
るといふことになつておるの  
です。ところが、厚生省の方では、  
この高温殺菌の施設等に對して  
も、これは反対であるといふや  
うな態度をとつて、高温殺菌を  
押へておる。これは昭和二十九  
年あたりから相対論争した点  
なんです。この学校給食の集  
団飲用のやうな場合は、直接  
その生産地で給食の現場に牛  
乳を持ち込んで、直ちに殺菌  
処理して、さうして飲用する  
といふことになるのです。す  
から、適宜な措置としては、こ  
れら事例に對しては当然現地の  
実情を十分勘案して、高温殺菌  
でこれはもう心配がないとい  
ふやうな見通しがつかない場  
合においては、それらの措置を認  
めるという、一歩前進した積極  
的な指導措置を講ずる必要があ  
ると思ひます。この点が非常に  
消極的だつたのです。ですから、  
この点に對する厚生省の積極  
的な意見を聞かせてもらひたい  
と思ひます。

○尾村説明員 この殺菌方法につ  
きましては、低温のみならず高  
温殺菌も最近奨励をいたして  
おります。実績を申し上げま  
すと、今、集団給食を含め  
ました牛乳の処理施設の中  
で、六十二度ないし六十五度、  
いわゆる今おっしゃる低温殺  
菌、これが千三百三十施



設に對しまして、七十五度以上十五分間といういわゆる最高温であります。この六十二度の低温に對する高温、これが二十四十二施設、それから、さらに、超高温といひまして、百五度ないし圧をかけることによりまして百五度、これによる瞬間殺菌が最近ふえまして、百十施設、これは大処理施設が多い。これは逐次ふえております。かような、實際最近とみにふえておりますのは、われわれの方も、さよな両面、それぞれの環境と、それから処理量等を勘案いたしまして、これは決して偏せず、一番衛生安全で、しかも入ってくる牛乳の性質等から見て適當といふことについては、自由にこれは勘案しておりますので、最近はこのような、そういう低準でなければならぬような態度は、よくよくのことではないかと存じております。この点は、給食の方も不便なく一番適した方法で伸びる、かように承知しておるような次第であります。

○勞資委員 その点がまだ全体に敷衍してない。往年の高温殺菌のいけないうその当時の状態というのがいまだに残っているように解釈されておるので、これで可能であるということになれば、むしろこの施設等の面においても相当違ひます。この点は一つ積極的に進めてもらいたいと思う。

それから、もう一つは、この省令の中に、殺菌後一時間以内に冷却施設を置いてそれによつて処理するということになつていますが、この点は学校給食等の場合にはどういふふうな適用をしておりますか。

○尾村説明員 これは、常温に一時間以上にわたつて保存してその後におい

て飲用するということをご想定いたしますと、夾雑物——菌であります。発育の可能性が非常に大きいのであります。一度とにかく六十度以上でいたしまして、これがちょうど細菌の発育の至適温度である三十七度、体温程度を通過したものでありますから、それは非常に発育の可能性が出ておる。そのまゝ常温に保存いたしますと、このまゝ発育が非常に促進されるわけでありまして、これは牛乳の世界の常識から十度以下ということにしてあります。学校給食のようないふ、ことに農村等が一番問題であります。これは、すぐに飲んでしまふ場合は問題がない。非常に短時間、すなわち、朝登校してからいろいろの処理をする、それでお昼になつて出すというふうな場合には、一ぺんわざわざさます必要はない。さういふ点は機械的な適用をいたしておりません。ただ、今われわれの考へておりますのは、市販の配達するものは、やはりこれは厳密にいたしませんと、世界でもこの点で爆発した事例が非常に多いわけでありまして、これはやはり続けていきたい、かように存じております。

○勞資委員 それでは、学校等において、低温、高温にかかわらず、殺菌効果はおおむね一時間以内でも、これをすぐ飲用してしまふというふうな場合には、特に冷却施設等に対してはそれほど問題がないということになるのですか。市販の分に対しては厳重にやらなければならぬが、学校給食等については、短時間に飲用する場合においては、この規定では、施設はなくてもいい、こういうことになるわけですか。

○尾村説明員 今の、殺菌処理を短時間でする場合には、御説の通りであります。

○勞資委員 この機会に、話が少し飛びますが、市販で小売の場合、これはやはり成分規格によつて、たとえば脂肪含有が三％が普通牛乳といふことになつておる。それから、三・五％以上といふものが特別牛乳といふことで処理されているのです。ところが、現在の実情は、市乳に用いる原料乳の成分内容を検討すると、大体三・二％ないし三・三％くらいが成分現況なわけなんです。ですから、これは乳の成分内容が自然に改竄されて今日に至つたわけですから、実情に適應するように成分規格を変更するということもまた必要だと思ふのです。さうでない、悪質な業者の場合には、三・三％の原料乳を出た、それをわざわざ三％に薄めて、そして数量をふやして普通牛乳で販売するやうなことも、合法的にやればできるわけなんです。ですから、こういう点に對しては、やはり現在の市乳等の原料乳の成分内容がどの程度に高度になつておるかといふことを十分把握して、それに適應した優秀な成分規格といふものに改善して、そして消費者に對しましては優良な牛乳が提供できるといふように漸次改善すべきであると思ひますが、この点はどうですか。

○尾村説明員 牛乳の脂肪は牛乳の組成分の大事な指標の一つであります。普通牛乳三％、特別牛乳三・五％これを、近く省令改正によりまして、特別牛乳三・三％にいたします。これは、かつては、もっぱら牛乳の取締りといひますが、あるいは牛乳の評価を脂肪だけで言つておつたわけですが、今、今はむしろ、その前提になる

飼ひ方から、えさその他によりまして、ビタミンとか、それから飲物質とか、あるいは蛋白質、こういうものが総合されて最終のいい悪いを決定するわけでございます。さういふ意味で、脂肪は三％以上ということになつておりまして、普通牛乳としてはこれを割つてはいかぬといふことになつておるわけでありまして、それ以上の方はいいいことになつております。現在でも大部分は以上の方になつておるわけでございますが、しかし、これは、油断をいたしますと、やはり二・八とか二・九とか、これはまあ人為的なことを割るものが出てくる。これは飼料その他の関係もあるかと思ひますが、やはりこの三％以上といふことは厳守する、ただし、特別牛乳といふのは、脂肪分だけよりも、むしろ無菌的な牛の扱い方、しぼり方、飼ひ方といふことで、あの操作をしないでそのまま養品が壊れないで赤ん坊にいくといふことを一番のねらいにいたしまして高度の特別牛乳としておるわけでありまして、三・五よりも三・三が適する、そのかわりに、ほかのいい点を壊さぬようにしようといふことで、むしろ今度は改善をはかつていくといふことで、大体きまりました。近く省令改正をいたしております。脂肪分だけあればほかの方が薄くていいという思想が流れておつたのを、最近においてむしろ是正していこうといふことでやつております。普通牛乳は、三・二くらいに最低をやつた方がいいという時期がきますればやりますが、今のところはまだ無理で

す。三・〇がいい。諸外国の例から言ひましても、大体二・九ないし三以上といふことが今のところまだ通例でありますので、あまり日本だけ先走つても、ほかの方に輸出その他の乳製品の関係がありますので、これはもう少し現在のまゝで見た、かように思ひます。

○勞資委員 もう一点厚生省に伺ひます。市販の牛乳の価格面に対して、厚生省は何かの検討を加えたことがあるかどうか。現在普通牛乳で東京都においては一合びんで十四円ですが、この価格構成の内容、たとえば生産者が売り渡す乳価は現在大体五円台と思ひます。それからメーカから小売業者に卸す価格は大体九円くらいと思ひます。さうして末端の価格が十四円といふことになりまして、生産者が五円、メーカが四円、小売業者が五円ですが、さういふやうな形になります。この点に對しては十分検討を加える余地があると思ふのです。ですから、これは厚生省の立場において、たとえば環境衛生等諸法令の根拠に立つてどういふやうな検討を加えられるかと存じます。

○尾村説明員 これは、厚生省の立場でも、先ほどから申し上げますように、牛乳は、乳幼児を初め病人あるいは国民栄養に、非常に総合的にそろつたいい養食品であるといふことで、これが国民に極力多量にとられることが望ましいことでもあります。従ひまして、価格といふものはその面から非常に關心がある。いかに望ましくても、価格が生活に合わないれば、これはとれません。その他のわれわれの扱つて

いる食品の価格とにらみ合せて妥當で

ないですか。ですから、この点に知しては大蔵省の措置に誤りがあったのです。税の体系上どうだこうだといって、結局このことが乳価安定とか酪農の問題に悪影響を今日与えているというところが明確になったわけです。ですから、これを政治の中で改善するということは、これは当然だと思ふ。その意味において、免税措置を復活させるという点に對しては、農林省としては強い主張を復活してしかるべきだと思ふのですが、いかがですか。

○石坂政府委員　この席で私の口から大蔵省の措置が間違つておつたということを申し上げることもいかがであるうかと思いますが、さような御意見は十分に私は傾聴いたします。

○芳賀委員　石坂さん、そのくらしいのことは、あなたここで言明できなければいけません。いづれ農林大臣と相談して言明させるでしょうが、剣道の達人の石坂さんが、このくらしいのことを大蔵省に對してはつきり言えぬようでは、われわれもなかなか安心できない。この点は早急に検討してもらいたたい。特に、この戻税の廃止によつて、政府においては年間大体十二億円税収があるわけですね。これをねらつて大蔵省は廃止したわけです。ところが、その十二億円を全部乳師の安定とかそれに使つておるわけではないでしょう。その中の七億円は学校給食の奨励費に使つておるけれども、あとの五億円は、これは酪農振興基金法の出資金に回しておる。これは毎年五億ずつ出資されるわけではなんでしょう。それです。戻税廃止に伴う税収のすべてを酪農振興の施策に使つておるといふことにはなつていないのです。そう

いう消極的な欺瞞的やり方を今日政府は酪農政策の面に講じておるからして、こういう結果になってきたわけであります。ですから、これは速急に改善する必要があります。この点についても後刻農林大臣を通じて明確な態度を示してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○石坂政府委員 ここで私の個人的の意見を述べれば、個人的の意見ではだめだと言われるにきまつておりますので、私はここでは申しませんが、ただいまの点は、私、農林大臣とよくと協議いたします。

○芳賀委員 最後に、緊急対策としてもう一点だけお尋ねしておきますが、アメリカよりの輸入乳製品の禁止並びに制限措置というものを政府はどう考へておるか。最近においても年間大体一万五千トン程度の粉乳が輸入されておるわけですが、戦争直後は、これは援助物資とかM S A物資の形として援助的な意味で入ってきたのです。ところが、最近では、そういうような関係でなく、粉乳が輸入されておるわけですが、先般も、これは安宅産業と思いましたが、大体五千五百トンの粉乳をしておるわけですが、ですから、たとえば年間一万五千トンの粉乳ということになると、これは牛乳に換算すると大体百万石ということになる。こういう牛乳換算百万石という膨大な粉乳がアメリカから毎年入ってきておるのです。国内においてもすでに生産が過剰で乳価暴落というような状態になっておるのですから、この際緊急な乳価維持の上から言っても、今後アメリカの乳製品に対しては輸入を禁止する、あるいは計画的にこれを制限するというような緊急措置が講ぜられれば、これは乳価安定の上においては非常な好影響をもたらすと私は考へております。この点についてはどういふお考えですか。

○石坂政府委員 ごもっともな御質問と思いますが、詳しいことについては畜産局長からの答弁でお許しを願いたいと思ひます。

○谷垣説明員 私から申し上げたいと思いますが、御存じの通り、現在、主としてアメリカからであります。アメリカから相当に多量の脱脂粉乳が入っております。そのほかバターが若干入っておりますが、これは駐留軍向けのバターでございます。一般のバターにはなっておりません。問題は脱脂粉乳の問題になるかと思ひます。これが、御存じのように、贈与もしくは非常に廉価な形で入っておりまして、現在の学校給食の大部分をそれであつておる、こういう状況になつております。従ひまして、この脱脂粉乳が国内の乳製品にどういふ影響を与えておるか。悪い影響を与えておるならば、これは当然に制限すべきものと考へます。結局、これをいいたします場合の——よしんばそれを制限いたしましたとしても、片面におきまする学校給食の形におきましてのなまミルクあるいは乳製品におきまする給食とのにらみ合ひにおいて数量を決定すべきものと考へております。国内の乳製品に対する悪影響がありますならば、当然にそれは話をいたしまして、適正な数量に制限すべきだと考へておりますが、現在国内におきまする乳製品の価格と海外から入つて参ります価格との間には非常な差がございます。そのまゝの形で

内地の製品を学童給食の方に回すとなりますと、その間に相当な父兄負担の問題が出て参ります。従ひまして、それは通常言われております学童給食の中に乳製品をどの程度に入れ込むべきかという問題とにらみ合せまして検討いたしたい。それで、海外の乳製品の、学童給食及び日本の乳製品に及ぼして参ります影響は、一応学童給食という第三市場的なものでござんしてありますから、その限りにおきましては、一般市場の形におきまする乳製品とは関係がない。考へ方によりまして、乳製品になれつゝあります学童というもののによつて、将来拡大される一つの基礎が築かれつゝあると考へる面もあるわけですが、これが価格の問題あるいは数量の問題で国内の乳製品を脅かすようなことがございまして、当然に、御指摘のありますように、そういう調整をいたし、また、海外から入つて参りますそういうものを制限すべきものと考へております。

○芳賀委員 悪影響があればというが、悪影響があるのでしょうか。結局、外国からこのような乳製品を輸入する場合としない場合の影響というものは、大いに違うでしょう。首をひねる必要はないですよ。違ふのですよ。問題は、あなたの言いたいことは、アメリカの乳製品の方が安いということでしょう。それなら、外国の食糧や乳製品が安ければそれをどんどん持つてきて、日本の国内の農民の所得が低下したり貧困化が進んでもかまわないというところにそれは通ずるじゃないですか。そういうことではいけないのですよ。ですから、たとえば現在アメリカから日本の乳製品に比べて相当格安な

ものが輸入されて、それが主として学童給食に回つておるが、その輸入をやめて、それを日本の乳製品と置きかえて、同じ数量を学童給食で消費した場合には、一体金額においてどれだけの差があるのですか。

○谷垣説明員 具体的な全体的な数字をちょっと私申し上げかねるのでありますが、大体、今のところ、脱脂粉乳によります学童給食一合の父兄負担は四円七十五銭見当になるのではないかと思ひます。それに対して、国内のなまミルクの場合、いろいろございまして、四円の場合、いろいろございまして、二円五十銭というところもあれば、あるいは三円というところもありまふ。ところによれば二円というところもございまして、一概に言へませんが、そういう程度の負担があるわけでありまふ。全体の数量百二十万石とも申しまふし、年々違つて参つておりますが、それだけの数量を今のような格好で父兄負担というものを同じようにいたしてやつていくようにすれば、それだけの何らかの負担を国がやりますか、あるいはP T Aの方でやりますか、どこかでやる、こういうことに相ならうかと思ひます。入れておきます脱脂粉乳自体の国内の製品の相場と、入れたら脱脂粉乳の相場の違い、これは相当な開きがあるものであります。

○芳賀委員 だから、その差額ですね。アメリカの乳製品を輸入しないので、国内産の脱脂粉乳を同じ数量学童給食に回した場合、どれだけ給食費に差が出てくるか、総体でどれだけの数になるか、そのくらいのことにはわかるでしょう。

○谷垣説明員 これは、先ほど申しましたように、計算すれば出ると思ひます。いずれ計算して申しますけれども、従来、脱脂粉乳を海外から入れて学校給食にいたします場合、国内の脱脂粉乳をそれに千トン程度入れ替へる計画を何回か数年にわたつてやつて参つたのであります。ところが、当時の事情は、むしろ国内の脱脂粉乳の売れ行きと申しますか、価格が非常に高いものでありますから、学校給食の方に対して国内の脱脂粉乳を向けるということに計画が実行されなかつた。こういう経過を数年経てきております。今日のような状況になれば、それがまた計画が変つたものになつて参ると思ひます。従来はそういう経過になつております。金額はあとで申し上げたいと思ひます。

○芳賀委員 それでは政務次官にお尋ねしますが、今畜産局長の言つた通り、相当多量な、アメリカの余つた——これはやはり過剰の乳製品なのです。それが日本へ進出してきておるのですから、問題は、輸入品が安いとか国内品が高いとか、そういう問題ではない。国内の酪農政策をどうするかとか、食糧政策をどうするかという見地に立つた場合に、やはり国内の生産がもう過剰傾向にある場合は、これをさらに圧迫するような外国の食糧や乳製品の輸入は当然禁止制限するの、それが考へても当然だと思ふ。こういうことをまずやるということの言明はできると思ふのです。そのことによつて、従来アメリカの輸入脱脂粉乳を学童給食に使つておつたが、これは消極的に学童給食をとりやめるといふのではないのです。結局国内の製品とそれを置

きかえる場合においては、当然価格の差によって負担分がふえてくる。給食費がふえる。これを父兄に転嫁さすことはできないのでありますから、その差額分については政府がそれを負担するという腹さきめれば、問題が解決できると思うのです。この点に對しましては、政務次官は、局長と私の質疑を通じて感ぜられたと思うのですが、どういふふうにお考えになりますか。

○石坂政府委員 外国の安い品物を輸入して、そのために日本の酪農家を圧迫するということについては、十分これは考えなければならぬと思ひます。芳賀さんの御質問の趣旨もごもつとも点々あると思ひます。しかし、同時に、これを全面的に置きかえるということになつて、しかもPTAに負担をかけない方法でやろうということになると、国の財政負担は相当大きくになります。従ひまして、今直ちにこれを全面的に置きかえるということではなしに、私も他の関係するところも十分考慮いたしまして、検討したいと思ひます。

○松浦委員長 芳賀君に申し上げます。すでに一時間二十分になつておりますし、他にまだ二人質問の通告があるのです。約束が約束ですから。

○谷垣説明員 現在、輸入の脱脂粉一ポンド大体二十五円見当であります。それから、国内産のものだいた下つておられますが、現在一ポンド百円ないし百十円、こういう格好になつております。従来国内脱脂粉を少しでも学童給食の一部にも入れようということで努力したのであります。国内におきまふ一般の需要者に対しては、やはり脱脂粉乳

の要求がかなりあるわけでありまして。その方にも提供いたさなければならぬので、従来の状況では、その間の調整をとりながらやつていく必要がある、かように考えております。学童給食に脱脂粉乳をどの程度受け得るかという数量の問題にならうかと思ひます。

○芳賀委員 それでは、今の問題については後刻資料として提出いたします。ここ数年間毎年の乳製品の輸入数量を各国別の仕分けをしてもらつて、その点、それから、輸入された乳製品の国内用途がどのようになつて向けられておつたかという、そういう内容についての資料を、明日でけつこうでですか御提出願ひます。

そこで、ただいままでの私の質問に對して何ら具体的な答弁がなされておらないのです。この点に對しては、政務次官に申し上げますが、明日農林大臣が当委員会に出席される機会に、私の質問した諸点に對して政府の明確な御答弁を願ひたいという点を申し上げます。残余の質疑は保留しておきます。

○松浦委員長 永田亮一君。

○永田委員 時間もおそくなりましたから、ごく簡単に畜産局長に對して酪農の問題で二、三お尋ねしてみたいと思ひます。

酪農の重要なことは言うまでもないのですが、昨今の乳価の値下げとか、輸入制限の問題とか、非常に不況になつてきており、憂うべき状態になつてきておるに思はれるのです。それに対して政府の方で酪農振興基金法をこの前の国会で提案されて、これはおそまきながらも非常に時宜を得

たものであると考へるのであります。この酪農振興基金法が施行されたのはたしか五月十六日か七日だったと思ひますが、それから後において、現在までに、その基金法の運営がどういふふうになつて行われておるか、その模様をお尋ねしたいのです。たしか基金の政府出資は五億円だったと思ひますが、政府出資以外に、乳業者の出資金なんかはどのくらい、どうなつておるか、そういうふうな運営の模様をちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○谷垣説明員 ああ法律にありますが、設立委員を任命いたしました。そして、基金に對します申し込み、その他を募集して、役員に引き渡す、こういうことになつております。現在、予想される応募に對しての設立委員の推薦方を依頼しております。従ひまして、今の段階におきましては、設立委員を任命をいたしました。そして、第一回の設立委員会を早急に開く、こういう段階になつております。従ひまして、これは七月一ぱいには発足をいたして、八月には業務がやれるよう順序で進んでいきたい、かように考えております。

○永田委員 なるべく早くやつていただきたいと思ひます。

それから、次は、乳価の問題が今も議論になつておりましたが、生乳引き取りに関する紛争が、去年あたりでも、ことしでも、生乳の値段を下げようという業者と、下げちゃいかぬという生産者の間でいふふあったと思ひますが、この紛争のあつせん処理機構というものを何か考えられておるか。私はまだ農林委員一年生なのでよくわかりませんが、そういうもの

のを考へておられるかどうか、お伺ひしたい。

○谷垣説明員 御存じのように、酪農振興法によりまして、そうした場合にはおきまして各県にあつせんをいたしたまふあつせん委員の制度がございます。昨年の秋以後の問題をいたしまして、二件ほどあつせんの話が出ておりました。

○永田委員 今酪農振興法のお話が出たから、ついでにお尋ねするので、酪農振興法ができてから、全国で何力所くらい指定されたのですか。そして、うまくいつておるかどうか。そのことをちよつとお尋ねしたい。

○谷垣説明員 現在までおよそ七十五くらい集酪地区ができておると思ひます。あるいは数字が二、三カ所違ふかもしれませんが、大体そのくらいの見当の集酪酪農地区ができております。これは計画に沿つて動いておるわけでありまして、牛の導入その他の関係におきましては大体において順調にいつておる、かように考へております。自給飼料の問題、草地改良の問題等の点におきましては、計画通りいつておるところと、そうでないところがあつて、かなり幅があるような状況で現われておる、こういうことであります。

○永田委員 酪農振興法の指定を受けたいというわけで、全国からいふぶん運動や陳情があつたらしいのですけれども、いざ受けるとなると、地元負担が非常に過重であるとかいうので辞退を申し込んだところが多かつたというふうなことを聞いておるのです。が、そういうことはないのですか。

○谷垣説明員 地元負担が多いためにこれを断つたというふうな例はあ

まり聞いておりません。むしろ、集酪地域の指定をいたします諸条件が整つていないために、こちらの方でそれを指定いたしますのを遠慮されていただいたところが多いようでありまして。

○永田委員 もう一つ、乳価の問題は、さつきいろいろ質疑を伺つておつたのですが、輸入の問題よりも、日本の製品の輸出振興の点ではどういふ手を打つておられるのですか。

○谷垣説明員 輸出の問題につきましては、海外の状況を、問ひ合せその他の形で調査をし、あるいは海外の市況等をこちらで連絡を受けてやつておる、こういう段階であります。戦前におきまして一部進出しておりましたような、いわゆる小形の加糖練乳のカーンのごときものの相場は、東南アジア等の現在の状況を見ますと、デンマークの品物に比べますと、日本の品物は大体五割高くらいの状況でございます。その他各方面の状況、たとえばアイスクリームの輸出と申しますよりは、アイスクリームのブランド輸出のごときものができないか、そういうようなことにつきまして、業界においても検討いたしておる、こういう状況でございます。

○永田委員 たとえばワシ印の加糖練乳なんか、台湾の方へいふぶん行つていたように思ふのですが、このごろは減つておるというふうなことを聞くだけども、政府の方で何か輸出の補助とか、振興の方策はどういふことをやつておるかというのを伺うので

○谷垣説明員 輸出の方策に關しまするやり方は、一般的な調査その他の段

階以上には出ておりません。これは輸出の製品の海外におきます価格の差があまりにも激しいからであります。

○永田委員 もう一つだけ。さつき輸入の脱脂粉乳の話がありましたけれども、アメリカから来るのはどうして安いのですか。これは供与という形で来るのですか。ララ物資のような形で日本にたまたまやる、こういう形で入ってくるのですか。

○谷垣説明員 御指摘のような贈与物資的なものの中に入っております。あるいは向うのCCCの商品としまして安く入ってくる、こういうものがあるわけでありまして。そのほかに、アメリカ以外のオランダのもの、その他の商品も若干入っております、こういう状況であります。これらは相当にみな安いわけでありまして。

○永田委員 安いというのは、たとえば日本で税金をかけるとか保護関税をつけるとか、何かそういうような方策を政府の方では考えておられないのですか。

○谷垣説明員 御存じのように、アメリカにおきますCCCのシステムは、これは国が買い上げまして、その差額を補完する。その他の輸出に對しても、財政的なものが出ておる、かように考えております。オランダその他におきますものにつきましては、まだ詳しく承知いたしておりません。

○松浦委員長 久保田委員。

○久保田委員 畜産局長にお尋ねいたしますが、今同僚芳賀君その他の方との質疑の中でいろいろ問題になっておるが、いろいろさつき政府の政策、対策をお述べになっておりました

が、問題はもう少しすみ方を明確にしてみたい。今問題になっておるのは、この七月の初旬を中心にしての乳価値下げ、至るところでも受乳制限や拒否が出ておる。これをどう切り抜けるかということが根本の問題です。そして、さらに、私も考えるのは、それから先には、政府が前々から言っておるように、少くとも五年間で牛を二倍にしようという以上は、年々相当に大きく乳量が増えてくることは明らかです。少くとも百五十万石程度のはふえてくる。そうすると、これについて消費の拡大をするにはどうしていったらいいか、あるいは流通機構の整備をするにはどうしていったらいいか、あるいは共販体制とかいろいろ問題が出てくるわけですから、こういう問題はもう少し簡単に一度に片づく問題じゃない。今のうちに政府がふらふら腰で、農林省もふらふら腰で何ら基本的な対策がなければ、こういう問題が片づくはずがない。ですから、この点についてはもう少し時間をかけてじっくりやってもらいたいと思う。さらに、もっと大きく言えば、生産の態勢から、もっと乳価の値下げその他の全般的な畜産態勢を農業の根幹とするというのですから、そして日本の農業の骨格の改造をするというのだから、それぐらいの腹があるならば、それに応じたような施策をとるべきです。今までのところは何かない。ですから矛盾だらけです。こういう点については、さらにもっと突っ込んで、少くとも酪農を中心としてやろうという以上は、少くとも来国会あたりには明確な対策を出してもらいたい、こう思うのです。

そこで、私は、現在の乳価の値下げなり、受乳制限なり、受乳拒否なりこの非常事態という緊急事態をどう切り抜けるかということの対策をここで主としてお聞きするわけです。さつきいろいろ畜産局長から言われました、学校給食とか、集団飲用の奨励とか、生産者団体の共販体制の確立とか、生産者に対して奨励する措置をやっていくとか、こういうことはいづれも多少ずつ影響はありますが、このうちですぐ使えるものは何かと言えば、学校給食だけです。これも、さっきの話の過程の中でわかったように、すぐには使えない。問題は、現在の問題をどうするか。普通の年ならば、七月の時には奨励金が少くとも一升に上って三円、五円に上って、そして値上げをしてやって、それから九月にいったまある程度の値下がりになって、九月十一月になってまた値下がりがある。これは政府の政策の貧困からくる。こういう問題があるわけです。だから、ここのように、ちょうど需要の最盛期に、奨励金がつかない。必要な、値下げを食う、受乳制限を食うという点では、この冬は推して知るべしです。この問題をばっちり政府としては認識をして策を立てていただかなければ困るというのが、大部分の酪農民の希望なんです。畜産局長にはあといろいろ具体的な点についてお伺いいたしますが、こういう点について大臣なり次官はどういう認識を持っておるか。この認識がない限り、事務当局にまかしておいては一つも問題は片づきません。よほどしっかりした腹がまえでもってやらなければ何にもならぬ。この点について私は次官の基本的

な心がまえを聞いておきたい。これはもちろん大臣にも聞きます。

○石坂政府委員 ただいまの御質問はかなり根本的なかつ本質的な問題であります。従来政府の施策といたしまして酪農振興ということに非常な力を入れて参りまして、そのために、乳牛その他の導入、従って当面の問題といたしましては牛乳あるいは乳製品等が自然ふえて参ることは当然のことでありまして、そのために乳価が下落して参った、あるいはまた、畜産を奨励いたしましたが、飼料等の不足のために飼料の値上り等があるということ、実は私も今までのこの政策についての矛盾を感じておったわけでありまして、従って、今それを一体どう打開していくかという具体的施策をここで述べよと言われまして、これはもつと掘り下げて根本的に研究をいたしてみななければいけないと思っております。問題の本質はきわめて深く、関連するところが大きいという点の認識は、私ももつと持っているわけでありまして、従って、この点につきましては、根本的に検討し、対策を立てて参りたいと思っております。

○久保田委員 今のお答えでは何がおだかつともわからない。というのは、この七月の、普通ならば奨励金のつくべき時期に、さらに受乳拒否の受乳制限だの、全般的な値下げがくるといふことになれば、政府の立てておられます今の酪農振興政策というものは基本からくずれする。この基本からくずれるのをどうして食い止めるかという腹がまえがない限り、対策は出てこないというのを言っているのです。実際問題としてどうでしょう。今まで

少くとも夏場は実際にはいつも奨励金がついてきた。それを逆に、ことしは値下げ、しかも、その値下げの上に持ってきて、受乳制限だ、受乳拒否だ、これでは牛を飼えなくなったって飼えないじゃないですか。ですから、幾ら政府が金を貸します、牛を買えと言ったって、だめだ。だから、この際、この緊急危機というものをどうして具体的に食い止めるかという心がまえの問題を聞いています。

○石坂政府委員 久保田委員の質問のうち、日本農業の体格を改善するといふような点に就いては御質問がありましたので、私はその根本問題に就いた御答弁をいたしたつもりであります。さて、当面の七ヶ月の問題をどう突破していくかという問題につきましては、久保田君の御質疑のうちにもありました通りに、学校給食をふやしていく、こういうふうなことはやはり当面の具体的対策であろうと思っております。従って、学校給食をふやす、あるいは工場等の集団消費をふやすということにつきましては、それぞれ具体的な策を進めておるような次第であります。なお、私の平素の持論としては、日本の農民は米麦偏重の食生活を改善して動物性の蛋白質を多く摂取する必要がある。それには、鶏卵にしても、牛乳にしても、ヤギの乳等にしても、できるだけ自家消費をふやしたいというふうなことを考えておられますけれども、これは全体から言ふとごくわずかのことであります。従って、当面の大きな問題といたしましては、学校給食その他の集団消費をふやしていく、こういうふうなことがさしあたって先決的に解決すべき問題



であらうと考えております。

○久保田(農)委員 石坂さんとこれ以上話しても、どうも少し問題のつかみ方が違ふようですから、これ以上はやめます。

そこで、とりあえず今の七月危機をどう突破するかという問題です。これは、さつきから、消費の拡大とか、受乳のあれとか、あるいは税金の問題とか、いろいろ出ました。しかし、政府の方には、今お話のあったように、これに見合うだけの予算の措置も具体策も何もありません。そして、あつたのは、工場集団飲用をやるために通牒を出して、みんなを集めて話をしたというだけですが、これで消費の拡大が予定のようにできれば何も心配はないのです。そんなことはできないから乳価が下つてきたのです。私はここで特に畜産局長に聞きたいのですが、さつきお話しのように、五月末の乳製品在庫が原乳換算で推定八十万石から九十万石程度じゃないか、こういうことです。三月末が七十万から八十万くらいのもので、これは通常在庫も含めたものという事です。それで、五月末は少しふえている、大体こういう見込みです。これは大部分乳製品だろうと思う。そこで、この乳製品のうち、ラニング・ストックが四十万石ないし四十五万石というのが普通でしょう。そうすると、四十万石ないし三十五万石くらいがデッド・ストックということでしょう。この全体の金額が大体において九十億から百億だろうと思う。これが今一番問題なんですよ。これをどう処理するのか。これが大乳業なり中小乳業の頭にかぶさつて、しかも前途の見通しがはつきりつかないということ

に、乳の買いたたきや受乳制限をしてくる根本がある。ですから、七月危機の切り抜けをするには、デッド・ストックの大体三十万石ないし三十五万石を政府がどう措置してやるか、業者の措置をどう援助してやるかということに根本問題です。これなくして、ただ学校給食を先やります。——学校給食と関係があるのは、この処置に連関して学校給食の問題が先々について少し役立つであらうから私は言つてい。ほかのものは何も役に立つものはありません。ですから、この三十万石なりあるいは三十五万石に対して政府は具体的にこのデッド・ストックの処理についてどうしてやるかということをはつきりしなければ、この七月初の危機というものは切り抜けられない、私はこう思う。だれに聞いてもみなそうです。結論は明らかです。そこで、私も、これを出発点にして、九月の臨時国会までに、消費拡大なり、あるいは共販体制なり、いろいろ言われたいようなことも、一気にはできないにしても、もう少し今までも筋の立つたものをやつてもらいたい。今までのようにへつぱり腰ではだめですよ。ですから、今聞いているのは、この三十五万石なり何なりの内容、あるいは、これを持つていけるのは五大乳業が持つていけるのか、中小乳業がどう持つていけるのか、それで、そのうちすぐに措置できるものがどのくらいあつて、そうして、まだまだ先へ置くものがどれだけのあつるか、それをたとへばたな上げする場合にどこにネックがあるのか、こういう点を検討して、これに対して適切な措置をとつていただくよりはかかないと思う。それには、前提

として、大体において七月から九月までと見ていいと思う。九月までの間の夏場の需要は、今までは予想通りなかつた、しかしこれは天候によつて違ふ——さつきのお話のように、九月までの動きを見て言う。それからじゃ手おくれですよ。そんなものは九月期の値下げに対する材料にはなるかもしれないが、今の七月危機を切り抜ける材料にはなりません。ですから、普通の年においては、大体夏場においては三〇%程度の減産になる、需要が三〇%伸びる、これが今までの普通でしょう。ところが、これは、さつきのお話のように、生産の方が相当伸びており、需要の方が相当減つてい。ここで、デッド・ストックの三十五万石がどれだけ消費可能か見当をうけて、そうしてここではつきり手を打たなければ、これは意味がないと思う。それがない限り問題は解決しません。その点をばやかししていろいろなことを言われたつて、何にもならぬ。ですから、私は畜産局長にお聞きしたいのは、この夏場の今のストックが、実際にラニング・ストックはどのくらいで、デッド・ストックはどのくらいで、その内容はどうか、この夏場の生産はどのくらいで、九月までに大体においてひつち込むか、あるいはまた、このの終りに——前年度対比ばかりしつたて何にもならぬ。ことしの状況として、この夏場においてはどのくらい消費が伸びるか、大体の見当をつけて、どれだけのものを措置してやつたらいいかということ、その見当がはつきりつかなくて、この九月期、七月初の対策ができるはずがない。これを一つはつきりしてもらいたい。

○谷垣説明員 四月は大体におきまして生産は下つております。五月の状況はまだまだわかりません。これは早急に今とつておりますが、五月の状況はまだまだわかりません。かなり下るだろうとは思いますが、まだはつきりいたしません。それから六月の需要の伸びは相当伸びるだろうという一般の予想であります。これは、御存じのような天候が続いておりますので、そう予想しております。

滞貨の問題は、総体的には今久保田委員のおっしゃいましたような見当であらうと思ひます。それで、中小企業を持つておりますものは、在庫は割合に少い。従ひまして、御指摘の通り、ある一定の分量をたな上げをいたしまして——しかし、たな上げだけでは意味がないのであります。それが市場に逆戻りしない形において消費されることが必要であらうと思ひます。今考えられますところは、学校給食という形が唯一のものではないかと思ひます。でありますから、そういう一つの方策は当然出てくる形ではないかと思ひます。ただ、数量その他の見当につきましては、今申し上げましたような、少くとも五月の状況その他がもう少し明確になる必要があると思ひます。少し確かなる必要があるかと思ひます。

それから、もう一つの問題といたしまして、消費をどのように拡大していくか。もちろん市乳の値下げの問題も当然起ってくると思ひますが、この消費の拡大、集団飲用を含めまして消費の拡大の問題は、私は相当に効果のある問題だと考えております。これをどの程度に織り込んでいくかということによりまして、先ほど御指摘のような大勢の数字的な骨格が出てくる、かように考えております。

一応の計画、一応の対策の考え方は久保田委員と大体同じでございますが、数字的な問題を含めましては折衝すべき余地は十分あると存じております。

○久保田(農)委員 どうもはつきりしたようでは一向にはつきりしないのです、今のお話では、これは、夏場が過ぎて消費が幾ら拡大したつて、数字が出てきてああこうだったとあとで言つたつて、何もならぬという事です。ですから、私は、例年の例もあることですが、夏場の消費がどのくらいあるのかという見当は大体において皆はつきりつけています。あの連中を集めれば、夏場に消費がどのくらい伸びるか、従つて生産が上つて、デッド・ストックのうち幾らはこの夏のうちに消費できるのか、今までのストックの中から自力でもつてその消費まで持ち越してできるものがあるか、あるいは何かの援助を得なければならぬものが出てくるかということは、業者はみんな大体出ています。だから、そういう点を的確につかんで、政府でもつて打たなければならぬ手を今打つてやつてくれと言つていけるのです。その基礎としての数字は大体の見当ですよ。数字が的確に出たからといって、そんな数字は私は大して意味はないと思う。ですから、そういう点について、もう少し具体的に——大体考え方は同じだけれども、五月の数字もまだはつきり出ない、夏の消費の見当もまだつかない、ですからもう少し様子を見てということ

とでしよう。そうすれば、七月は下ってしましますよ。下ってしまったら、あとの処置で政府の方でどうだこうだと言つても、一度下つたものは上りはしませんよ。そうすれば、下つた点でもって各業者は採算をとってきまうよ。これでは最後は農民に全部しわ寄せになつてしまふじゃないですか。そうして、北海道にしましても、三門幾らという乳価になつて、やれる人もあつたでしょうけれども、大部分の者はやれないという結論が出てくるでしよう。それでは困るから、今のはつきりした——大体そんな程度の見当がついていないということがある。そういふ心がまえだから、いつでも後手後手になつてしまふということになる。と思うのですが、これらの点について具体的な数字上の見当がついていないならばぬはだと思ふ。もしついでにないというなら、次官にお願いするが、事務局を早急に鞭撻して——こんなものは数日のうちにできるはずです。そんなにできないというものはないはず。そうして、どういふ措置をしたらいいかということも早急にはつきりきめてもらいたい、こう思ふのですが、この点について、次官、どうです。

○石坂政府委員 よく事務局とも協議いたしまして、事実の真相をすみやかに明確にいたします。

○久保田(豊)委員 ここでは的確な数字上のあらは出ませんけれども、いづれにしても、今八十億ないし百億といふにわたるストックがある。そのうち幾らがデッド・ストックであるか、そのデッド・ストックを政府が何らかの形において処理してやれば、私はそんな

に値下げなんかないかと思ふ。夏場ではいけないなというところは絶対にありません。

そこで、これらについては、結局金を心配しなければだめですよ。金の心配を何もしないでいってどうだこうだと言つたつて、しょうがない。

そこでデッド・ストックのうち、学校給食に回し得るものは幾らか。これは予算がまだ余つていゝはず。そのうちの幾らを乳製品のうちから政府が買い上げるか。これは九月以降配給してもいい。先にやらなくてもいい。

九月以降政府が買い上げればいい。この措置を早急にとるべきだと思ふ。それさえとれないなら、いゝばかなことではない。さつきのお話では、学校給食にもいろいろ波があるというそれはあることはわかつていゝけれども、現実にはそうでないのだから、生乳の分は九月以降の学校給食なり何なりには幾らやつて、乳製品でもつて幾らその方に回し得るという見当、——七億という予算があるから、そのうちの幾らを買ふというところをここでつきりすることが、この際一番大事だ。それさえはつきりしない、その点もはやかしておいたのでは、問題は解決しないと思ふので、この点について、もうすうに見当がついておるかと思ふが、幾ら買ふつもりであるか、これをはつきりしてもらいたい。

○石坂政府委員 幾ら買ふかという点については、まだはつきりしておらないのであります。

○谷垣説明員 今回の初めの計画から申しますと、二十万石のミルクの学童給食のうちに五万石分を乳製品で買おう、こういう予定をいたしております。

た。四月、五月で約四万石程度のこれは生ミルクで給食いたしております。従いまして、まだ当初の予定から申しますと五万石程度の乳製品が残つております。しかし、それは現在の状況その他を勘案しますと、それが適当であるかどうかという問題は考究の余地があると思ふ。現在の状況でも五万石は買える、こういうことになつております。しかし買います品物は問題がありまうので、学校給食に回せるものは一応あるのではありませんが、従来は学校側において全脂粉乳とバターでいたしておりました。それで、今すぐという問題になりますと、おそらくそれに脱脂粉乳をつけ加えなければならぬ、そこまでは考へております。あと五万石をどの程度にふやしてやるかという問題が残つております。

○久保田(豊)委員 大体そんなことだろうと私も思つていゝ。ですから、さつきから聞いていゝように、今のストックのうちでデッド・ストックといわれるものがどのようになつておるか、このうち学校給食で吸収できるものが幾らあるか、これを早急に検討して、買い上げの措置をとることが、さしあたる第一の対策だと思ふ。

第二の対策としては、さつきの話ではなかなか間に合はないと思ひますが、私は、この際利用すべきものは例の酪農振興基金だと思ふ。こういう目的のために作つたものですが、もう設立委員が出ていゝのですから出ていゝのです。少しその点でサボツていゝやしないかと思ふ。この前の国会では、一日も早く作らなければ間に合はないといつて急がして、法律だけ通しておいて、まだ設立委員が出ていゝないとい

うばなことはない。しかも、あのときの出資の工合もきめてある。われわれの聞いたところでは、ほとんど出資すべき連中は承知をしていゝ。にもかかわらず、設立委員の任命もまだできていゝない。従つて業務運営ができていゝないことでは、こういう基金のみ作つて——さつきの話のように七月末にやつと何とか動き出すといゝことでは、間に合はない。政府はもうそのくらの準備ができていゝはずですか、まず第一段として、これを早急に設立を完了して業務開始をするようにすること、あるいは、それを前提としてこの資金をあつて、一部のデッド・ストックのたな上げなり何なりの措置を講ずることが当然だと私は思ふ。そういう目的のために作つたものを、くどいようですが、この前の国会でこの法律を作るときには、一日もゆるがせにできないようなことを言つておいて、通つてしまつたら、あとはまだ設立委員もやつていゝない、七月末にならなければどうにもなりません、そうして七月初旬の酪農危機は見送りだ、乳は下りほうだ、こんなばか

な酪農政策がありますか。この点は、私は谷垣さんにもはつきり説明をしていただきたいし、心がまえを聞かしてもらいたいと思ふ。非常に失礼な言ひ分ですが、この点についても、一つ石坂政務次官からはつきり政府の心がまえと、谷垣さんからはその経過、早めるとすればいつまでに間に合つか、これらの点についてその見通しを聞きたい。これが質問の第二点です。

○石坂政府委員 大へん御激励をいただいたわけでありまして、できるだけ御趣旨に沿うように最善の努力をいた

たします。

○谷垣説明員 おつしやる通りで、極力急いで参りたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 どうも大へん巧妙で、たよりにならない御答弁ですが、ぜひこれはまじめに早く進めてもらいたい。間に合つかどうかわかりませんが、私はいゝいゝものはこの際に使わなければ意味がないと思ふ。

それから、もう一つは、政府としては措置があると思ふのですが、この前やつたのです。予算措置も何もありませんが、たな上げなり何なりをやつた前例があるのですから、やる気さえあればできる。この金も、この前でもわずかに三千九百万をこらでしよう。おそろく五千万から七千万出せばある程度のデッド・ストックのたな上げができると思ふ。こういう点、金融情勢が相当

まつていゝと思ひますが、こういう点に重点を置いて——むずかしいことはあと回しでよろしくございまして、そう一朝一夕に片づく問題ではないと思ふ。ですから、そういう臨時措置をこの際やつて、七月の値下げだけは是非でも食いとめる、このくらの熱意がなければ、畜産五カ年計画なんかで

でも、日本の農業の骨格をなせるなんてでつかいことは言われないことです。これは、あまり大きなでたらめばかり言つて、何も大した対策はないじゃないですか。百姓をいゝめるばかりじゃありませんか。こういうでたらめなことを農林省はやめなければいゝかぬ。そのくらの腹がなくて、一畜産局長にまかせ切りにして置いて、長官なりあるいは次官が今のようなたよりないこ

して消費拡大、これは必要です。しかし、学校給食にしましても、本氣になつてやれば、大体において全国で二百万石程度の学校給食ができるようになっておる。二十万石くらい飛び飛びにやつたなどということ、内地乳をもつて学校給食ができるなどということはいだれも考えていません。これは要するに政府の逃げ腰としか考えられない。また工場集団飲用その他についてもそうです。今のように何ら具体策がなくてやれと言つたつてだめです。ですから、こういうことについては、もう少し政府が本腰を入れて、基本的な政策を今すぐ立てると言つても無理でしょうから、少くとも年来度の本予算には作つておくとか、あるいはその前提として、九月には与党の皆さんは補正予算を出すと言っているから、補正予算の中にその一部分でも出すようなまじめなことをやつてもらいたい。

二十万石ばかりのものを出して、これでもって処理しようなんて、ちゃんちゃらおかしい。工場の集団飲用でも、お話がありました。が、あんなことは今年の初めからそれぞれの団体がお願いしている。わずか五百万か六百万の金があれば、もうまくいったはずで、す。その金さえ出さないじやありませんか。そうしておいて、今ごろになって、いろいろな通牒を出してあつせんをいたしました、これでは話になりませんよ。しかし、畜産局長の苦しい立場もよくわかるから、私は決して畜産局長を非難しようとは思いませんが、ぜひ、こういう点については、今すぐでなくてもいいから、まじめに考えて下さい。今当面の問題は、宣伝費を出してもらい、もっと消費拡大のための宣伝をやってもらいたいということです。幾らかかるかしれませんが、おそらく三千万円か四千万円出せばいいと思う。そうして、すぐ実効のあるような企画はそれぞれみな持っておりますよ。業者にしてもいろいろの団体があ。こういう宣伝費を出して、この夏場消費を普通にふえるやつが三十万石というならば、これを四十万石なり四十五万石にふやして、ある程度の宣伝なり工作費は当然政府が出すべきだ。それではないと、九月になってからこの値下げというものはもっとひどく農民に来る。そうしますと、幾らえらそうなことを言っても、百姓は牛が飼えなくなりま。農林省の机の上の実験や計画では飼えるようになって、実際は牛を飼っても首をつるようになる。ですから、そのくらいのこと、酪農を農政の根幹にするという前の方針を貫くつもりならば、このくらいは

良心をもつて政府も与党もやつてもらいたいと思う。このくらしいのをやらなければ何にもならぬじゃありませんか。私は、この点についても、今おそろく谷垣さんに聞いてもすぐ金の算段が——大藏省に金がないといえぱそれつきりでしょう。ですから、そのくらしいのことは政府が腹をきめれば出るわけです。ぜひこのくらしいのことは、野党だから攻撃をするために言うわけではないが、まじめに酪農政策を進めるならば、この段階で九月危機を切り抜けるために、このくらしいのことはやつてもらつて当然だと思ふ。これをしてもらなければ、牛は飼えませんよ。ぜひこれを次官としても局長としても骨を折つてもらいたい。この点について御意見どうです。

○石坂政府委員　先ほどから繰り返して答弁いたした通りでありますので、今ここで具体的な、かようなことを断行いたしますということは申し上げかねますけれども、誠意をもって最善の努力を続けます。

○久保田(豊)委員 よろしゅうござい  
ます。あととはまた……。

○松浦委員長 本日はこれにて散会い  
たします。

午後五時四十六分散會

昭和三十三年六月二十八日印刷

昭和三十三年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局